

特集

新型コロナウイルス

第1 総論

1 新型コロナウイルス感染症の特徴

この政策要綱では2020（令和2）年にパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をとりあげる。新型コロナウイルス感染症は感染症の一例である。いつの時点かはわからないがわが国の社会は将来再び新しい感染症に襲われるであろう。この特集は、現在抱える課題を取り上げて問題意識を弁護士、弁護士会で共有することを目的とするとともに、新しい感染症流行に備えることを目的とする特集である。

さて、新型コロナウイルス感染症は感染すると高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化しやすく、ときには死亡することもある病気として広く知られた。わからないことの多い未知の感染症であることに加え、2020（令和2）年3月下旬に有名芸能人の死亡報道があり、私たちに強い不安と恐れを感じさせた。そのため、感染確認者に限らず感染者に触れざるをえないエッセンシャルワーカー^{*1}とその家族に対する偏見、差別、嫌がらせが発生した。日本赤十字社は2020（令和2）年3月26日に「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」をウェブサイト上に公表し、不安の感染から差別の感染につながっていくことの注意喚起をしたが、それは問題の核心をついたものである。

一方で、政府が、外出や事業活動の自粛要請を行ったところ、自粛していないと見られる人や事業者に対し張り紙やネット上で攻撃する自粛警察といわれる人たちが現れた。異なることをする者を許さないという心理による象徴的行動である。今回の新型コロナウイルス感染症に見られたこうした社会状況は次の感染症の教訓としなければならない。

ところで、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則1条の2第1項において、新型コロナウイルス感染症を同法2条1号の新型インフルエンザ等とみなすなどの改正を、2020（令和2）3月13日に公布し、翌日

施行した。政府及び地方自治体はいわゆる感染症法^{*2}のほかにこの特措法に基づいて対策をとることが可能になった。

2 新型コロナウイルス感染症対策と人権

(1) 新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止のために外出の自粛、施設利用の自粛、事業の自粛などが要請された。国や自治体による措置は国民や住民の生命・健康を守ることを目的に行われるものである。そうした措置のなかには法律上の根拠の有無が疑わしいものがあつた。また、新型インフルエンザ等特措法24条9項や45条に基づく自粛の要請と、それに応じて国民や事業者が自粛するという形で行われた。すなわち国民が任意に従うという形がとられた。弁護士・弁護士会の役割の一つは人権の擁護である。国や自治体による国民・住民の生命・健康を守るための措置ではあっても、不当・不合理な人権の制約が行われることがないように注視し対処することも弁護士・弁護士会に求められている。

自粛要請と人権との関係の主なものを次に列挙する。

ア 不要不急の外出自粛

憲法13条幸福追求権、同22条移動の自由、営業の自由

イ 休校の要請

同26条教育を受ける権利

ウ 営業の自粛・営業時間帯の制限

同22条営業の自由

エ イベントの自粛、集会の自粛

同21条集会の自由、同20条1項信教の自由

オ 都道府県の越境の自粛、旅行の自粛、海外渡航の自粛

同22条移動の自由

(2) 自粛以外の感染予防・感染拡大防止策について検討を要する事象で人権との関係で注意すべきものがある。自粛要請に従わないパチンコ店舗名の公表、接待を伴う飲食店の営業を制限することを越えて夜の街という漠然とした呼び方での営業の制限、司法に関わるものとして、裁判の期日の取消し・延期という憲法

^{*1} 2011（平成23）年3月の東日本大震災の際は郵便配達者・宅配業者・清掃業者がエッセンシャルワーカーといわれた。新型コロナ流行の際は医療機関・介護施設・保育園など人との接触を伴い高い感染リスクを意識せざるをえないケアワーカーに用いられた。女性労働者が多数を占める。

^{*2} 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。

32条裁判を受ける権利の制限がある。行政庁や自治体
が行政作用を継続し、国会や地方議会が立法作用を継
続しているにもかかわらず、裁判所は司法作用を大幅
に縮減した。また、裁判所は裁判の傍聴制限をして同
82条裁判の公開を制限した。

つぎに、私人による人権侵害が疑われる事象や社会
に起きた現象について例示する。

自粛警察による誹謗中傷、感染した個人名・企業名
のネット上で特定しての誹謗中傷、感染者・濃厚接触
者やその家族への差別、巣ごもりによって発生した
DV・虐待、外出自粛や営業・イベントの自粛によっ
て営業不振を生じたことによる失業、給与の不支給・
減額などがあげられる。就業者数・雇用者数の減少は
女性の減少幅が大きく、完全失業者数の増加も女性の
増加幅が大きい。非正規雇用の割合が、女性が多いこ
とと連動する。DV相談件数は緊急事態宣言による外
出自粛にともない5月、6月は前年同月比1.6倍に増加
した。職を失った女性、同居人のいる女性の自殺の増
加があり、その原因の分析と対策が求められる。高齢
者施設での面会制限、親子間の面接交渉における面会
拒否といった問題も生じた。

3 新型コロナウイルス感染症に関する社会 情勢

(1) 新型コロナウイルス感染をめぐる社会における動き

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症
（COVID-19）は、2019（令和元）年12月8日に中国湖
北省武漢市で原因不明の肺炎患者の報告が始まりであ
る。2020（令和2）年1月9日に初めての死者が武漢で
出た。

わが国では同月16日に初めて国内感染者が確認され
た。1月23日に武漢が都市閉鎖された。そして、1月28
日に指定感染症と認定され、1月30日に政府の新型コ
ロナウイルス対策本部が設置された。2月13日に初め
て国内で死者が出ている。併行して2月3日に横浜港に
停泊しているダイヤモンド・プリンセス号で集団感染
が発生した。2月25日に政府の基本方針がきまり公表
された。安倍晋三内閣総理大臣は2月26日にイベント
自粛要請を、27日に3月2日から小中学校を休校すると
発表した。2月28日に鈴木直北海道知事が全道につい
て緊急事態との発言を行った。

3月11日にWHOの事務総長がパンデミック相当と

の認識を宣言した。3月13日に新型インフルエンザ等
特別措置法が改正された。3月19日に吉村洋文大阪府
知事が3連休の大阪・兵庫間の移動を自粛する指示を
出した。3月24日に東京オリンピックの開催延期が発
表された。3月25日に小池百合子東京都知事がロック
ダウン発言を行った。この後、感染者数が急速に増加
していく。3月29日にタレントの志村けんさんが亡く
なり、大きく報道された。4月7日に政府は東京都ほか
8都府県について特措法に基づき5月6日までの緊急事
態宣言を行い、16日に緊急事態宣言を全国対象に拡大
した。人との接触を8割減にするよう指示を出し、不
要不急の外出を避けるよう要望が出された。全国の知
事から飲食店等の営業時間の短縮、時差出勤、在宅勤
務が推奨された。4月8日に武漢の都市封鎖は解除され
た。5月4日、緊急事態宣言の5月末までの延長が発出
された。ところが、感染防止を続けながら社会経済活
動を広げる声が大きくなり、政府は5月13日、北海道、
東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、京都を除く
39県について14日から緊急事態宣言を解除すると発表
し、その後、吉村大阪府知事は大阪モデルという自粛
緩和を宣言した。政府は5月21日に大阪、兵庫、京都
の緊急事態宣言を解除し、5月25日に残っていた東京、
埼玉、千葉、北海道で解除となった。政府は、専門家
会議による「新しい生活様式」を公表し、感染拡大防
止策を継続しながら社会経済活動を再開することにし
た。

小池都知事は東京ロードマップを発表し、6月2日に
東京アラートが発令されたが、感染者数の減少が認め
られないのに6月12日に解除された。6月19日にプロ野
球が無観客で再開された。6月24日に政府は委員に知
らせることなく専門家会議を廃止した。専門家会議の
議事録は保管されていないことも明らかとなった。基
準以上の感染者増が認められたため、沖縄県は7月31
日から9月5日まで独自の緊急事態宣言を発令した。

(2) 東京地裁・高裁等の裁判所業務の大幅縮小

最高裁は、2016（平成28）年6月1日に新型インフル
エンザ等感染症拡大と事業継続計画を策定している。
全国の裁判所はこの最高裁の事業継続計画に基づいて
新型コロナに対応したものと思われる。東京地裁では
2020（令和2）年4月6日頃から民事部において期日の
取消しの連絡を訴訟当事者に行いはじめた。4月7日、
東京三会の筆頭副会長及び災害担当副会長が東京地裁

に呼ばれ、東京高裁・地裁・家裁・簡裁の事務局長・所長代行と面会し、裁判所業務の大幅な縮小について伝えられた。

緊急事態宣言下にあつて、国の行政、地方自治体の行政が継続し、国会も審議を継続しているにもかかわらず、司法は勾留された被告人の刑事裁判、必要性の高い保全事件の裁判に限り実施するとし、そのほかの民事裁判と刑事裁判、簡裁・家裁の調停期日を停止し、裁判所の業務を大幅に縮小した。

4 新型コロナウイルス感染拡大と弁護士会の対応

(1) 主な対応

弁護士会の災害対策委員会規則の多くにおいて感染症のまん延を災害と定義している。感染症のまん延に備え、平時から対策を協議し、非常時において会員の業務の速やかな機能回復及び被災した市民の法的需要に応え、もって市民の人権の擁護にあたらなければならない。

日弁連は2020（令和2）年2月25日に各種委員会委員長宛にイベントの中止・延期の検討を求める依頼を行った。4月7日に政府の緊急事態宣言を受け、職員を在宅勤務としたことによって、会員や市民からの電話での問い合わせに応じることができなくなった。その一方で新型コロナウイルス感染症統一ダイヤル電話相談を4月20日から7月22日まで実施した。この電話受付は東弁災害対策委員会委員と東弁有志（親和全期会）において担当した。

東弁は2月25日に会員専用ウェブサイト^{*}に新型コロナウイルス感染症予防対策のお願いを掲載し、3月3日にメールマガジン臨時号で窓口の業務時間の短縮を案内した。東京三会は3月2日以降の法律相談センターでの面接相談を休止し、電話相談に切り替えた。東弁では新型コロナに関する生活上の問題解決のための法律情報を提供するため、3月6日に「新型コロナウイルスに関する生活問題Q&A」を東弁ウェブサイト^{*}に公開した。4月9日に改定増補版を公開している。中小企業法律支援センターは独自に3月上旬新型コロナ関連情報コーナーを設けて情報提供を始め、3月24日には一日電話無料相談を実施した。3月25日に会員専用サイトで一歩進めた予防対策として、感染確認の報告と14日間の行動履歴の報告のお願いと危機管理の準備をお

願いした。4月1日から東弁で運営している法律相談センターで事務所待機型面接相談を開始した。しかし、4月8日から5月6日まで全面休止した。

4月7日に政府が緊急事態宣言を行い不要不急の外出の自粛を要請したことを受け、同日、弁護士会館災害対策本部^{*3}は震が関の弁護士会館について同月14日から休日・夜間用出入口を除いて閉鎖することにした。東弁は、弁護士会の使命に鑑み市民のアクセスを維持するべきとの方針のもと、職員の交替勤務と勤務時間の短縮を採用しつつ市民からの電話の受け付けを続け、市民のアクセスを保障した。

4月13日子どもの人権110番を再開した。東弁では日弁連の統一ダイヤル電話相談を通じた相談について、市民に対しては紹介センターを介した電話相談と、中小事業者に対しては中小企業法律支援センターを介した電話相談を実施した。

5月7日から犯罪被害者サポート相談を再開し、6月1日からオアシス相談、公害・環境110番を再開した。

東京都は4月16日から5月25日（政府の緊急事態宣言終了日）までの期間に営業時間を短縮する等の協力をした都内の事業者に対し、感染拡大防止協力金を支給することにしたところ、この支給制度に関しクレームや不正申請で悩みをかかえた東京都産業労働局から東京三会は弁護士の派遣を求められた。東弁は災害対策委員会から派遣することになり、7月9日から8月7日まで1人2時間ずつ1日3人の弁護士を派遣した。

(2) 休止された業務

弁護士会には災害対策マニュアルや事業継続計画（BCP）があり、被災時の事業継続計画が定められているが、地震災害を想定した事業継続計画である。最高裁は感染症まん延時の事業継続計画を策定していたが、弁護士会には感染症感染拡大という災害を想定したものはなかった。前記のとおり東京三会は3月2日に法律相談センターでの面接相談が休止となり、4月8日から5月6日まで市民の相談アクセスができなかった。

前記のとおり4月14日から震が関の弁護士会館では出入口1箇所を除いて閉鎖し、同時に東京三弁護士会立川支部を全面閉鎖した。未知の感染症の感染予防と感染拡大の防止のための措置ではあったが、裁判所の入り口は従来どおり開けられていたこととの対比で

^{*}3 構成メンバーは日弁連、東弁、一弁、二弁、関弁連である。

外形上市民の入館を拒否することになったことは再検討を要する。立川支部の閉鎖は意思の疎通が十分ではなく本会による一方的閉鎖となってしまう、多摩支部会員の不満を招き、また弁護士を派遣している多摩地域での自治体法律相談に混乱が生じた。多摩支部の刑事弁護活動については継続するため多摩支部の担当職員は東弁6階人権課に出勤して継続した。

4月8日から東弁二弁合同図書館が休館した。会員にとっての図書館の重要さを再認識し、再開したのは6月1日であった。

弁護士の事業活動のあり方については問題があった。日弁連は4月8日電話窓口業務を停止し、会員からのアクセス、市民からのアクセスを遮断したことは反省を要する。東弁は、会員サービスや市民サービスについて必要最小限の活動を継続するとの方針のもと、会員のために弁護士法23条の2照会手続、各種証明書発行事務の郵送受付を継続することにし、市民や会員からの電話による問い合わせに対応を継続した。職員を出勤させたことについて疑問視する声があるので、感染予防対策を講じて会員サービス、市民サービスを継続することの意義について理解を求める必要がある。

5 弁護士業務上の注意点

会員は新型コロナウイルス感染予防に努めながら弁護士業務に当たらなければならない。いわゆる新しい生活様式のもとで、事業活動のガイドラインを参考に弁護士業務に従事することが求められる。

感染してしまった場合は事業を休止しなければならないし、濃厚接触者となった場合は自宅待機など勤務を控えないといけない。そのような場合に備え、個人として事務所として事業継続計画を作っておくことが求められる。感染確認されたときや濃厚接触者となったときはプライバシー保護に配慮しつつ安全配慮義務に基づき相談者や顧問先に連絡することに努めたい。

今後社会は働き方改革が進んでいくはずである。弁護士の事業活動も革新が続くと思われる。事務所全体で柔軟な勤務の方式を採用し、地震災害や感染症災害に備えることが求められる。十分なコミュニケーションを実現するのに面談に勝るものはないと考えられるから、感染予防をしてコミュニケーションを確保するように努めたい。

6 弁護士会の宣言・会長声明その他

(1) 日弁連の取組み

ア 市民向けのウェブサイトでの取組み

- ・新型コロナ対策支援カード
- ・新型コロナ消費者問題Q&A

イ 宣言・会長声明・会長談話

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に当たっての会長談話（3/6）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家庭内被害—DV・虐待—の増加・悪化防止に関する会長声明（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々を支援するため、住協確保給付金の支給要件緩和と積極的活用を求める会長声明（5/7）
- ・新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間の特例措置として、生活保護制度の運用を緩和し、同制度の積極的活用を求める会長声明（5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症による緊急措置として、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる措置を講じるとともに、雇用調整助成金の迅速な支給拡大を求める会長声明（5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催された全ての会議について発言者と発言内容を明記した議事録作成を求める会長声明（6/11）
- ・新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明（7/29）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言（9/4）

ウ 会員向け施策

- ・新型コロナウイルス感染症をめぐる緊急事態宣言下で法律事務所を持続的に運営するための工夫例
- ・法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン（業種別ガイドライン）
- ・各種情報提供（法律事務所が利用可能な新型コロナウイルス感染症に関連する施策・助成金など、Q&A、関連eラーニング）

(2) 東京弁護士会の取組み

ア 会長声明

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、

法テラスによる無料法律相談に関する支援を求める会長声明（3/17）

- ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、より相談しやすい法律相談体制の構築を目指す会長声明（4/24）
- ・東京拘置所及び立川拘置所における一般面会の禁止についての会長声明（4/27）
- ・新型コロナウイルス感染対策としての仮放免に伴う生活支援と全件収用主義の是正を求める会長声明（5/28）
- ・学生支援緊急給付金に関する会長声明（6/11）
- ・東京出入国在留管理局の収容施設内における新型コロナウイルス感染症の発生に関し、全件収用主義の是正とともに仮放免の徹底を求める会長声明（8/18）

イ 会員向け施策

- ・新型コロナウイルス感染症予防対策のお願い（2/25）
- ・感染コロナウイルス感染症対策について（3/25）
- ・当会ウェブシステムでの開示事案の拡大と会員に対する注意喚起について～近時の新型コロナウイルス感染再拡大の傾向を踏まえた当会における新型コロナウイルス感染拡大防止策～（8/12）

7 世界の弁護士会の取組み

日弁連と東弁が会員である国際法曹協会（IBA）の弁護士会問題評議会（BIC）が弁護士への影響と弁護士会の対応をレポートしている。世界の弁護士会の対応を知り、私たちが所属する弁護士会の取組みと比較検討することも必要である。参考となるレポートの内容は以下のとおりである。

- ・90%以上の弁護士会が、リモートワークの活用に

より弁護士会の活動はそれなりに維持された（一部の職員のみ会館に出勤し、それ以外の職員は在宅で仕事をしており、給与は満額支払われたという日弁連の職員の活動が紹介されている）。

- ・約60%の弁護士会が、ウェブ会議等を利用して活動を継続したが、どうしても直接会って話す必要のある作業もある、と回答している。
- ・約8割の弁護士会が、程度の差はあっても会員への何らかの援助をしている。それには会費の減免、新型コロナ対応の助言などである。他方で、7割以上の弁護士会が、程度の差はあるが、自身も財政的な問題に直面している。ただし、約9割の弁護士会は将来にわたって問題は解決できると考えている。
- ・9割以上の弁護士会が市民社会への何らかの支援をしている。司法アクセス維持（無料法律相談を含む）、プロボノ活動の実施、政府の立法への支援、刑務所在監者への支援などである。
- ・司法関係への支援については、8割以上の弁護士会が何らかの活動をしている。それには、法的書面の提出期限の延長、義務的継続教育の期間延長、法律を学ぶ学生への支援、マナーロンダリング報告義務のデジタル化などである。
- ・裁判所の状況は、9割弱の国・地域で裁判所は元のままか、安全面に配慮して通常どおり期日を開いていた。約13%が裁判所は閉鎖されたと回答している。

新型コロナについての知見が深まってきている現在、世界の弁護士会の対応も参考にして、日弁連・東弁ともニューノーマルの状況での弁護士会や司法の役割を考え、新たな施策を策定・実行することが重要であると考ええる。

第2 新型インフルエンザ特措法・緊急事態宣言と憲法上の問題

1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大により、2020（令和2）年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）32条1項に基づき、7都府県を対象地域とする緊急事態宣言を同法制定以来初めて発令し、

その後、同宣言の対象地域を全国に拡大した。特定都道府県知事は、同宣言に基づき、市民に対する外出自粛等の協力要請等（法45条）を行ったが、同宣言以前から、一部の自治体は、法律に基づかない外出の自粛要請をし、あるいは、法24条9項に基づく施設使用停

止の要請を行っており、さらに、緊急事態宣言が全面的に解除された同年5月25日以降も、なお一部の自治体は、同項に基づく不要不急の外出制限や移動等の自粛要請を行ってきた。

これにより、多数の事業者が営業等の自粛を求められてきたのであり、感染拡大を予防する等の見地から、市民や事業者は、なお従前とは異なる環境下での行動等を余儀なくされている。このような中、事業者の事業継続が困難となったり、労働者の雇用環境が悪化して生活に困窮したりする人が増えており、家庭内においてはDVや虐待が深刻化している。また、多数の者が利用する施設の使用制限等の要請に係る指示（法45条3項）など自粛要請にとどまらない一定の拘束力を伴う措置等により、憲法上の自由が制約されてきた。さらに、移動制限の要請に関する政府の行動調査によるプライバシー権の制約や、子どもの教育の自由の制約、入管施設における外国人の生存権侵害、感染者や医療従事者及びその家族らに対する差別や偏見等の問題も生じている。

このように新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、あるいは、政府や自治体の感染防止に関する措置に伴い、多種多様な人権問題や憲法上の課題が発生している。基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士は、このような状況下においてこそ、その使命を果たさなければならない。これらの問題や課題に積極的に取り組むことが求められているのである。

2 生活保護申請の増加と生存権

法に基づく緊急事態宣言や同宣言前後の長期間にわたる自粛要請により、生活困窮に陥る人々が増加している。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては再度緊急事態宣言が発令されることも想定される。すると、今後、生活困窮に陥る人々がさらに増えることも十分に予想される。

このような状況に照らせば、厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの期間、生活保護制度の運用を緩和する厚生労働省通知を発出し、また、厚生労働省や各自治体は、生活保護制度の誤解や偏見を払拭し、その積極的な利用を促すための広報をすべきあり、これらによって、生活保護制度の積極的活用を図るべきである。

この点に関し、日弁連は、2020（令和2）年5月7日付けで、「新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間の特例措置として、生活保護制度の運用を緩和し、同制度の積極的活用を求める会長声明」を発出した。同声明では、面接相談窓口の負担軽減、感染拡大防止、給付の迅速化のためのウェブ申請等、具体的な方策が示されている。政府は、コロナの「第X波」に備え、職員及び要保護者の感染拡大を防止しながら、迅速な決定で生活困窮者の健康で文化的な最低限度の生活を支えるための必要十分な施策を採るべきである。

3 コロナ禍の女性への影響

内閣府公表の調査結果^{*4}によると、以下に列举するとおり、コロナ禍における女性への顕著な影響がみられる。

- ・就業者数は、男女とも2020（令和2）年4月に大幅に減少したが、特に女性の減少幅が大きい（男性：37万人減、女性：70万人減）
- ・同年7月を見ると、男性の就業者数が増加している一方、女性の就業者数は減少
- ・特に女性の非正規雇用労働者の減少幅が大きい
- ・特に「宿泊、飲食業」「生活、娯楽業」「卸売、小売業」「医療、福祉」は、女性の非正規雇用労働者の割合が高い
- ・特に女性の「飲食業」「生活、娯楽業」「製造業」「小売業」の就業者数の減少幅が大きい
- ・DV相談件数につき、同年5、6月の相談件数は、前年同月の約1.6倍
- ・自殺者数の推移につき、同年10月の女性の自殺者数は851人（速報値）で前年同月比で約8割増

これらの結果等に照らすと、コロナ禍で仕事を失った非正規雇用の職員・従業員の女性が多く、コロナによって一番大きなしわ寄せが非正規職員・従業員の女性、シングルマザーに行き、その結果、その子どもたちに行ってしまうと考えられる。これらの女性や子どもは、健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条1項）を送れなくなっているばかりか、その

^{*4} 内閣府男女共同参画局コロナ下の女性への影響と課題に関する研究（第4回）（資料1）「コロナ下の女性への影響について【追加・アップデート】」（2020年11月16日）。

生命・健康（憲法13条）が危険に晒されている状況である。女性の生きやすさの基礎が大きく崩れている今日において、その基礎を構築する対策が必要とされている。

4 行動調査によるプライバシー権

政府は、プラットフォーム事業者（LINE、ヤフー、Google）と協定を結び、位置情報を分析した統計データの提供を同事業者から受けられるようになった^{*5}。

移動制限の要請に関する上記のような政府による行動調査は、スマホ等の端末の位置情報という、個人の行動履歴に係るプライバシー性の高い情報を収集・保有・管理・利用等するものであり、その情報の活用について利用者本人の同意を確認しないことから、個人のプライバシー権を侵害する面がある。

したがって、行動調査に係る情報を官民データとして活用することにつき、プライバシーを保護するための民主的統制が必要といえる。特に、ダイバーシティの観点からの配慮は重要な課題である。難病を治療している市民が通院する病院等の情報や、LGBTの市民の同居人（濃厚接触者と疑われる者）、ホルモン治療等を受けるために通院していることに関する病院等の情報は、高度のプライバシー情報である。個人の秘匿したい情報を政府が取得・保有・管理・利用する法制度については、慎重な検討がされるべきである。

5 公の施設等の使用制限と集会の自由、表現の自由等

法45条は、感染防止のため外出自粛等の協力を「要請」等する旨の規定ではあるが、「知事は（中略）国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるとき」（同条2項）という解釈適用に幅がある要件を定めた規定であり、また、広範な施設に適用可能なものとされている（同項）。そのため、集会の自由（憲法21条1項）の制限を伴う措置となる危険性が高く、政府の違法・不当な政策や措置等に対し集会で抗議することができなくなるおそれもある。特に新型コロナウイルスの蔓延期に

は、実際には訴訟等を起こすこと自体難しいため、実質的にみて立憲主義・法の支配が無視されるような事態が生じやすい。

以上のことに関し、日弁連は、2012（平成24）年3月22日付け「新型インフルエンザ等対策特別措置法案に反対する会長声明」において、多数の者が利用する施設の使用制限等の指示（法45条3項）などの強制力や強い拘束力を伴う広汎な人権制限条項が定められていることを指摘しており、今後、各関係条項の恣意的な運用・適用がなされ、集会の自由や表現の自由が不当に制限されることとなる可能性は否定できない。

実際に、表現の自由の制限に関わる出来事として、2020（令和2）年4月10日、同年9月～11月に初開催の予定であった国際芸術祭「ひろしまトリエンナーレ2020 in BINGO」（ひろトリ）の中止が発表された。実行委員会事務局の広島県は、新型コロナウイルスの感染拡大を理由に挙げるが、中止決定前に、美術関係者は県の方針を批判し、総合ディレクターが辞任していた。ひろトリをめぐっては2019（令和1）年開催されたプレイベントで「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」に出展した作家らの作品も並び、県には多くの批判が寄せられていた。県は、外部委員会で展示内容を事前に確認する方針を示したが、美術関係者らが反発し、企画全般を統括する総合ディレクター中尾浩治氏が、県の姿勢を「検閲的だ」と批判し辞任している。

このような芸術祭では、公の施設（地方自治法244条1項）が使用され、また、公的な補助金・助成金が交付されることが多いが、形式的にはコロナ感染拡大を理由に、しかし実質的には展示作品の内容を理由に、申請拒否処分や開催中止決定がなされることになれば、表現の自由（憲法21条1項）や「文化的な」生活を営む権利（憲法25条1項）の不当な制約となる。

6 一斉休校等と子どもの教育を受ける権利、虐待から保護される権利

政府による2020（令和2）年2月27日に発せられた同年3月2日からの全国一斉休校要請は、子どもたちに対する十分な説明も、学校教育現場における十分な準備もないまま、学校における子どもの教育を受ける権利（憲法26条1項）を制限してきた。そして、オンライン学習や家庭内での勉強が困難な環境にある子どもや日

^{*5} 山本龍彦「私はこう考える『公衆衛生』と『個人データ』」NHK特設サイト「新型コロナウイルス」（2020年5月4日）、https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/interview/detail/opinion_04.html

常とは異なる状況や見通しの立たない状況への対応が困難となる障害のある子どもの教育を受ける権利が特に蔑ろにされ、教育の機会や教育の質の格差の拡大が進むこととなった。

また、同要請の後、自宅待機の要請がなされたことにより、元々虐待リスクが高かった家庭の子どもについては、被害の深刻化により生命・健康（憲法13条）に危険が及ぶ状況におかれた。

今後は、子どもの教育を受ける権利や、虐待から保護される権利が十分に保障される施策が実施されなければならない。

7 入管施設における外国人の生存権等の侵害

コロナ禍において入管施設に収容された外国人の生存権等が侵害されている。2020（令和2）年7月下旬以降、東京入管職員に複数の新型コロナウイルス感染者が相次いで判明し、同年8月7日には、被収容者に感染者が出ている。

東弁は、同年5月28日、「新型コロナウイルス感染対策としての仮放免に伴う生活支援と全件収容主義の是正を求める会長声明」を発出し、「外国人の人身の自由の保障の観点から全件収容主義は速やかに是正されなければならない」ことを改めて強調するとともに、「仮放免に際しては、当該地域ごとに住居の提供、就労の許可を講じることなどの施策を実施して、仮放免に伴う適切な生活支援を行うべきである」ことを指摘したが、感染防止対策としての仮放免の活用は十分に行われず、なお多数の外国人の収容が継続している。

このような状況に鑑み、同年8月18日、東弁は「東京出入国在留管理局の収容施設内における新型コロナウイルス感染症の発生に関し、全件収容主義の是正とともに仮放免の徹底を求める会長声明」を発出した。今日においても、入管施設に収容された外国人の生存権や生命・健康が保護される法制度の運用ないし改善が不可欠である。

8 学生支援緊急給付金制度における差別

政府は、2020（令和2）年5月19日、新型コロナウイルス感染症拡大により世帯収入、アルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥った学生等に対し、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設するこ

とを閣議決定した。

本給付金は、経済的に困窮し、大学等の学費を支払えず、中退せざるを得ない学生などを救済し、教育を受ける権利を保障するための必要な措置といえるが、本給付金制度は、外国人留学生にのみ「成績優秀者」の条件が課せられており、また、本給付金の対象から朝鮮大学校が対象外とされているという2点で、法の下の平等（憲法14条1項）に反する内容となっている。

東弁も「学生支援緊急給付金に関する会長声明」（2020〔令和2〕年6月11日付）を発出し、「合理的理由のない差別的制度が設けられている」と指摘しており、国際社会の信頼、国際協調主義（憲法98条参照）という観点からも、速やかに是正されるべきである。

なお、給付金制度における差別という点で、第3の3(2)の持続化給付金及び家賃支援給付金制度における不給付要件による差別の問題と共通するところがある。

9 期日取消し等と裁判を受ける権利

裁判所においては、感染症の感染拡大防止対策については、以前より基本政策が定められていた。

最高裁判所は、もともと、感染症が拡大した場合の対策として、新型インフルエンザ等の感染症拡大の状況の際の裁判所の対策に関する2016（平成28）年6月1日付け「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（以下「BCP」という）を公表していた。BCPは、「基本的な考え方」として、「裁判所は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる」とし（第1の1）、また、BCPの適用範囲につき「すべての裁判所を対象」としつつ「本計画を踏まえた上で、各裁判所の実情や地域の事情を反映した業務継続計画を適宜策定するものとする」とし（第1の2）、さらに、「各裁判所において業務継続計画を策定する際には、関係機関と十分な調整を行うものとする」（第1の2）、「業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関との調整を十分に行う」（第6の1）としている。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大対策も、各裁判所はこのBCPに基づき対応をすべきであり、上記のとおり業務継続計画の実行に際しては「関係機関との連携が不可欠」であったが、各裁判所は関係機関との調整を十分に行ってこなかった。例えば東京地方裁判所は、

弁護士会に対し、国内感染期（BCP第3の4(3)）等における業務の縮小等に関し、東京三弁護士会と意見交換等の連携を行っていない。

また、BCPは、「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」において作成された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（2014〔平成26〕年3月31日）」を踏まえて策定されたものであるが、新型インフルエンザと新型コロナとはウイルスの性質が異なることや、BCPが裁判の当事者や代理人・弁護士の権利利益の観点から十分に踏まえた内容となっているものではないことなどから、改善される必要がある。

裁判所は、市民の裁判所による迅速な公開裁判を受

ける権利（憲法32条、82条）を実現するための国家機関であり、迅速かつ公正な裁判を行う裁判所の業務に「不急不要」なものは存在しないことから、裁判所は、感染症の「拡大防止対策」と市民の「裁判を受ける権利」を両立させる施策を、弁護士会等諸機関と協議して実施すべきである。

10 その他の憲法問題

以上の憲法問題以外にも、自粛要請等と損失補償（憲法29条3項）の問題や、感染者や医療従事者及びその家族らに対する差別や偏見等の問題もあるが、これらについては、以下の第3、第4で述べる。

第3 支援制度の憲法上の問題点

1 はじめに

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症（covid19、以下「コロナ」という。）は、サプライチェーンの毀損、インバウンド需要の消失、対面型ビジネスの困難性等の経営に支障をもたらす脅威となり、観光業、宿泊業、飲食業を中心に急激な業績悪化の原因となっている。

日本にも広がり始めた2020年（令和2年）2月以降の事業者における喫緊の課題は資金繰りであり、多くの事業者が融資や給付金等により運転資金の確保に努めたが、緊急事態宣言等により休業を余儀なくされたり、従来通りの売上を確保することが困難となって、廃業・倒産やリストラ、給与カット等の事態を招き、これにより多くの労働者が収入の減少により生活が困難な状況に陥っている。

このような苦境に立たされた事業者や個人を支援するために、政府は、2020年（令和2年）度予算を成立させた直後に、第1次補正予算（4月30日）、第2次補正予算（6月12日）を成立させ、コロナ禍に対応する様々な支援策を打ち出してきた。また、都道府県や市区町村などもそれぞれ独自の支援制度を導入している。^{*6}

ここでは、これらの支援制度を概観した上で、憲法

上の観点からいくつか問題点について考察したい。

なお、国の支援制度を中心に概説するが（既に終了している制度も含む）、数多くの制度が存在するため、誌面の都合上代表的なものに留め、また、適宜、東京都や市区町村の制度にも触れていきたい（2020〔令和2〕年11月3日時点の情報）。また、国の制度全般については、経済産業省の支援策パンフレットや厚生労働省のリーフレット^{*8}を確認するか、各種検索サイト^{*10}等を参照されたい。

2 支援制度の概要

事業者向けと個人向けの制度に分けて概説する。個人向けについては、主に労働者等の非事業者を対象としたものを取り上げる。

*7 東京都産業労働局「【企業の皆様・はたらく皆様へ】新型コロナウイルス感染症に対応した支援策について」、https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2020/0305_13201.html東京都「支援情報ナビ」、<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

*8 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」、<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

*9 厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

*10 内閣官房「支援情報ナビ」、<https://corona.go.jp/info-navi/>ミラサポplus「新型コロナウイルス感染拡大あなたに合った支援」、<https://mirasapo-plus.go.jp/covid-19/>

*6 J-Net21「新型コロナウイルス関連（都道府県別）」、<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/index.html>

(1) 事業者向けの制度^{*11}

ア 運転資金を確保するための制度^{*12}

ア) 給付を受ける（もらう）

前述したように事業者にとって喫緊の課題は資金繰りとなっており、運転資金を確保するための制度が各種存在する。そのうち、まず、給付を受ける（もらう）制度について概説する。

① 持続化給付金（経済産業省）^{*13}

持続化給付金は、感染拡大により特に大きな影響を受けている中小法人等や個人事業者等に対して給付される事業全般に広く使える給付金である。2020（令和2）年1月から同年12月までの間で、コロナの感染拡大の影響等により前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があれば（特例あり）、中小法人等は「最大」200万円、個人事業者等は「最大」100万円が給付されるという制度である。

2020（令和2）年10月27日現在の執行数は約363万件、

*11 ほかに、特定の業種を支援する制度もある。例えば、GoToキャンペーン事業（観光業、宿泊業、運輸業等を支援する「GoToトラベル」https://www.mlit.go.jp/kankochou/page01_000637.html、飲食業を支援する「GoToEat」、<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/hoseigoto.html>、イベント・エンターテインメント業を支援する「GoToイベント」、<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-event/index.html>、商店街を支援する「GoTo商店街」、<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/index.html>）、外食事業者を支援する「令和2年度補正事業 外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業」、（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/R2hosei_shien.html）、文化芸術関係者を支援する「文化芸術活動の継続支援事業」（<https://keizokushien.ntj.jac.go.jp/>）などがある。

*12 ここでは入金（の）の制度を紹介するが、支出を抑える制度も重要である。例えば、国税の猶予制度（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm）や地方税の猶予制度（東京都主税局 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_yuyo.html）、社会保険料の猶予制度（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html）や、金融機関との調整を支援するための中小企業再生支援協議会の特例リスケジュール制度（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.html>）がある。なお、現時点では、法人については、金融債務等に関するコロナ特有の債務の免除制度は存在しない。ただし、個人事業者については「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則の制度が導入された（後述）。

*13 2020（令和2）年9月1日以降の持続化給付金のポータルサイト、<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

執行額は約4兆7,000億円である。^{*14}

要件の簡易化、提出資料の簡素化、申請方法のオンライン化により、迅速に支給を受けられる仕組みが整えられたが、その一方で、詐欺事案も深刻化し、返還申請が相次いでいる。

2020（令和2）年10月29日現在、返還件数751件、返還金額7億9,200万円、返還申出件数（返還完了分を除く）5,277件となっている。^{*15}

② 家賃支援給付金（経済産業省）^{*16 *17}

飲食店等のテナント事業者にとって固定費の中でも地代・家賃（賃料）の支払が大きな負担となっているが、この負担を軽減することを目的として導入されたのが家賃支援給付金である。

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、2020（令和2）年5月～12月において、コロナの感染拡大の影響等により、いずれか1か月の売上高が、前年同月比で50%以上減少、または、連続する3か月の売上高が、前年同期比で30%以上減少した者に対し、法人は月額「上限」100万円、個人事業者は月額「上限」50万円（いずれも給付率は2/3〔途中から1/3〕）の6か月分（法人最大600万円、個人事業者最大300万円）が給付される。

2020（令和2）年10月25日までの申請件数は約63万件、給付件数は約40万3,000件である。^{*18}

③ 雇用調整助成金（厚生労働省）^{*19}

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度である。コロナ禍において助成率や助成額等が大幅に

*14 内閣官房「各省庁における支援事業の執行状況調査」、<https://corona.go.jp/action/>

*15 経済産業省「持続化給付金の返還について」、<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-henkan.html>

*16 家賃支援給付金のポータルサイト、<https://yachin-shien.go.jp/>

*17 東京都の家賃等支援給付金（<https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp/>）のほか、新宿区、港区など、一部の市区町村にも独自の家賃支援制度がある。

*18 経済産業省「家賃支援給付の申請と給付について」、<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-info.html>

*19 厚生労働省「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

拡充され、休業手当等に対する助成率は中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わない場合は、中小企業10/10、大企業3/4、助成額の上限は、対象労働者1人1日当たり15,000円となっている。また、迅速に対応するために、申請手続も簡素化され、また途中からオンライン申請にも対応できるようになった。

2020（令和2）年10月30日現在の執行数は約167万件、執行額は約2兆0,359億円である。^{*20}

④ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金^{*21 *22}（厚生労働省）

小学校休業等対応助成金は、コロナの影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に助成金を支給する制度である。小学校休業等対応支援金は、委託を受けて個人で仕事をする保護者が対象となる制度である。

⑤ 休業協力金^{*23}（自治体）

緊急事態宣言中やコロナ感染者数の拡大傾向が見られるときに、一部の自治体では、飲食店等の一部の事業者に対し店舗・施設の使用停止や営業時間の短縮の要請等を行い、その要請等に協力した事業者には協力金の支給を行っている。

東京都においては、これまで、東京都感染拡大防止協力金（第1回2020〔令和2〕年4月11日から同年5月6日まで、第2回同月7日から同月25日まで、いずれも1事業者あたり50万円〔最大100万円〕）、東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金（2020〔令和2〕年4月30日から同年5月6日まで、1事業者あたり15万円〔最大30万円〕）、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分2020〔令和2〕年8月3日から同月31日まで、1事業者あたり20万円、9月実施分同年9月1日から同月

15日まで、1事業者あたり15万円）を支給している。

（イ）融資を受ける（借りる）^{*24}

運転資金を確保するために、各種融資制度が用意されている。

国は、金利の引下げ、実質無利子（利子補給）、元金返済据置、保証料の減免などの制度を用意し、融資を受けやすくしている。様々な融資制度があり、詳しくは経済産業省の支援策パンフレットか図1の一覧表を参照していただくとして、よく利用されているのが、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資と民間金融機関の信用保証協会付融資の2つである。

前者の代表例である日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来とし、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方などが利用でき、当初3年間の金利が、基準金利から0.9%引き下げとなり（限度額中小事業2億円、国民事業4,000万円）、元金の据置期間も最大5年となっている。また、個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）か、申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、売上高が15%以上減少している小規模企業者（法人事業者）又は売上高20%以上減少しているそれ以外の中小企業者等は、最長当初3年間は引き下げられた金利が補給され、その期間、実質無利子となる。^{*25}

前述の特別貸付を含む日本政策金融公庫の融資は、2020（令和2）年10月27日現在、執行数約68万件、執行額約11兆8063億円である。^{*26}

後者の民間金融機関の信用保証協会付融資については、今回のコロナ禍対応のために、一般保証とは別枠で、セーフティネット保証4号（全国、100%保証）、5号（全業種、80%保証）、危機関連保証（全国、信用保証制度の対象業種について全業種、100%保証）が利用できるようになり（いずれも、市区町村の認定が

*20 前掲内閣官房「各省庁における支援事業の執行状況調査」。

*21 厚生労働省「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました」、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

*22 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

*23 J-Net21「家賃支援金（都道府県別）」、<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/yachin.html>

*24 一部の市区町村においても、コロナ禍に対応するために、独自のあっせん融資の制度を用意している。

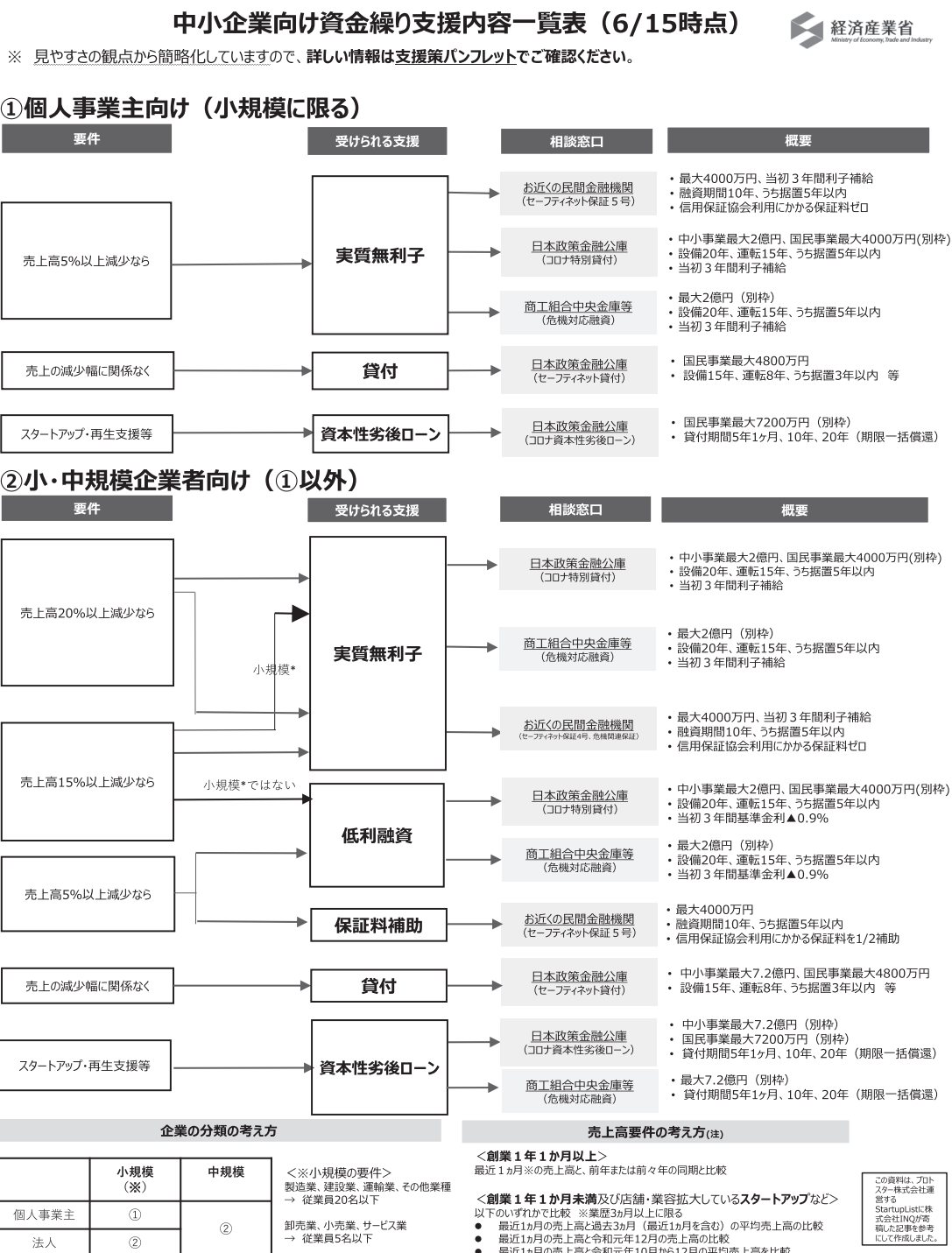
*25 独立行政法人中小企業基盤整備機構「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業について」、<https://www.smrj.go.jp/news/2020/riho.html>

*26 前掲内閣官房「各省庁における支援事業の執行状況調査」。

必要)、また、都道府県等の制度融資を活用した実質無利子(利子補給)、保証料の減免の制度も導入された。
民間金融機関における実質無利子融資は、2020 (令

和2) 年10月12日現在、執行数約84万件、執行額約14兆3260億円である。

図1 経済産業省成中小企業向け資金繰り支援内容一覧表 (6/15時点)^{*29}



*27 東京都は、国の制度を利用した「感染症対応融資 (感染症全国)」以外に、「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 (感染症対応)」、借換 (感染症借換)、「危機対応融資 (危機対応)」を用意している (東京信用保証協会https://www.cgc-tokyo.or.jp/cgc_covid-19_info_2020-3.pdf)。

*28 前掲内閣官房「各省庁における支援事業の執行状況調査」。

*29 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf

イ 従来からある代表的な補助金の拡充（経済産業省）^{*30}

生産性革命推進事業^{*31}により、通年で、小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上IT導入補助金の3つの制度が用意されているが、「通常枠」に加え、コロナ「特別枠」が設けられた。

特別枠は、補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致した投資である場合に、補助上限や補助率が通常枠より優遇される制度である。

【類型A】 サプライチェーンの毀損への対応（顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと）【類型B】 非対面型ビジネスモデルへの転換（非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと）

【類型C】 テレワーク環境の整備（従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること）^{*32}

また、「事業再開支援パッケージ」として、事業再開枠として、業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策のための取り組みに要する経費、例えば、消毒液や透明ビニールシートの購入費用などにも補助金が支給されるようになった。また二次補正予算でクラスター対策の追加対策枠も加わった。

*30 ほかに、感染症対策としては、東京都は、従来の助成金に加えて、飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>）、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援（<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/guideline.html>）、被対面型サービス導入支援事業（<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/hitaimen.html>）などの独自の制度を創設した。

*31 独立行政法人中小企業基盤整備機構の生産性革命推進事業のサイト、<https://seisansei.smrj.go.jp/>

*32 なお、テレワークを推進する制度がほかにも各種存在する。例えば、厚生労働省の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html）、東京都の事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>）、テレワーク定着促進助成金（<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/2-teichaku.html>）などがある。

*33 内閣官房「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」、<https://corona.go.jp/prevention/>

① 小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）^{*34}

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取り組みを支援する補助金である。例えば、チラシの作成や店舗の改装費用などが対象となる。補助上限・補助率は、図2のとおりである。

図2 持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金の【補助上限・補助率】

	通常枠	特別枠	
		類型A	類型B又はC
持続化補助金	50万円(創業特例100万円)・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)		
	【追加対策枠】50万円・通常枠、特別枠、事業再開枠いずれかに配分可能。それぞれの補助率が適用		
ものづくり補助金	1000万円・1/2 (小規模2/3)	1000万円・2/3	1000万円・3/4
		【事業再開枠】50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）^{*35}

中小企業・小規模事業者等が取り組む「革新的な新商品（試作品）・新役務（サービス）開発」又は「新たな生産方式・新たなサービス提供方式の導入」に必要な設備・システム投資等を支援する補助金である。補助上限・補助率は図2のとおりである。

③ サービス等生産性向上IT導入補助金（IT導入補助金、経済産業省）^{*36}

中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図る目的で、ITツール（ソフトウェア、付帯サービス等）の導入を支援する補助金である。補助上限・補助率は図2のとおりである。

*34 日本商工会議所（持続化補助金事務局）、<http://jizokukahojokin.info/>

全国商工会連合会（持続化補助金事務局）、<http://www.shokokai.or.jp/>

*35 全国中小企業団体中央会（ものづくり補助金事務局）、<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

*36 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会（IT導入補助金事務局）、<https://www.it-hojo.jp/>

(2) 個人向けの制度

ア 生活費を確保するための制度^{*37}

㏐ 給付を受ける（もらう）

前述したように、多くの労働者が、企業の廃業・倒産やリストラ、給与カット等により、収入が減少し、生活が困窮しているが、国は生活費を支援するための各種制度を用意している。

① 特別定額給付金（総務省）^{*38}

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金の制度が設けられた。給付対象者は、日本に居住する全ての方（2020〔令和2〕年4月27日時点で、住民基本台帳に記録されている方）であり、給付対象者一人につき10万円が支給された。

2020（令和2）年9月29日現在の執行数は約5,910万件、執行額は約12兆6,600億円となっている。^{*39}

当該給付金に関しては、当初、2020（令和2）年4月20日の閣議決定において、「世帯」を単位に「世帯主」が受給権を持つこととされた。しかし、配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している人、給付を受けられなくなることが社会問題化し、「世帯主」以外の者が直接受給する例外措置が設けられた。その後、虐待などによる施設入所児童・障害者・高齢者にも例外措置が拡大された。

災害弔慰金や支援金等でも、世帯単位での支給の仕組みにより、主に女性が不利になる状況が繰り返されている。世帯主のみが受給権をもつ制度から、個人単位で受給権をもつ制度に転換するよう働きかけが必要である。

^{*37} 個人向けについても、支出を抑える制度がある。さらに、個人債務者（個人事業主を含む）については、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則が設けられ、住宅ローン、事業性ローン等を、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を受ける制度が導入された（一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 <http://www.dgl.or.jp/covid19/>）。

^{*38} 特別定額給付金のポータルサイト、<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

^{*39} 前掲内閣官房「各省庁における支援事業の執行状況調査」。

② 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（内閣府）^{*40}

コロナの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別給付金を支給する制度である。支給額は、対象児童1人につき1万円である。

③ ひとり親世帯臨時特別給付金（厚生労働省）^{*41}

コロナの影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給する制度である。2020（令和2）年6月分の児童扶養手当が支給される方などが対象となり、支給額1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算の基本給付と、家計が急変し収入が減少した場合に5万円が支給される追加給付がある。

④ 住居確保給付金（厚生労働省）^{*42}

一定期間家賃相当額を支給する制度であり、離職・廃業後2年以内で支給要件を満たす者を対象としてもともと存在した制度であるが、コロナ禍においては、制度が拡充され、休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者も対象となった。支給期間は原則3か月（延長は2回まで最大9か月）、市区町村ごとに定める額を上限として、実際の家賃相当額が自治体から直接賃貸人等に支払われる。

報道によれば、4月から8月までの支給が決まった件数は約9万6,000件であり、リーマンショック後の2010（平成22）年度の1年分（3万7,151件）の約2.6倍となっている。^{*43}

⑤ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省）^{*44}

前述した雇用調整助成金は休業期間中の休業手当等を支払った事業者へ支給される制度であるが、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、休業

^{*40} 内閣府「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 自治体向け情報」、https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou-gov_coronavirus.html

^{*41} 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html

^{*42} 厚生労働省「生活支援特設ホームページ 生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金」、<https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>

^{*43} 2020（令和2）年10月15日共同通信記事、<https://news.yahoo.co.jp/articles/6b2196854e8b632355a5cca4a37cc8531b627217>

^{*44} 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」、<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

させられた労働者が直接給付を申請できる制度である。

対象者は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により2020（令和2）年4月1日から同年12月31日までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者であり、支給額は、休業前賃金の80%（月額上限33万円、休業実績に応じて支給）となっている。

イ）融資を受ける（借りる）

収入が減少し、生活が困窮している者の支援制度として、前述のように給付を受けられるもの以外に、融資制度も用意されている。^{*45}

① 緊急小口資金・総合支援資金（厚生労働省）^{*46}

コロナにより生活費が必要になった方向けに社会福祉協議会が生活福祉資金の特例貸付を行っている。緊急小口資金は、コロナの影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象者として、最大20万円（従来の10万円とする取扱いを拡大）を、据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子、保証人不要で貸付を受けられる制度であり、総合支援資金は、さらに収入の減少が続く場合に、2人以上世帯の場合は最大20万円を3か月、貸付を受けられる制度である（二つの制度を合せて最大80万円の貸付を受けられる）。

2020（令和2）年10月24日現在の緊急小口資金の執行数、執行額は、約79万件、約1,460億円、総合支援資金の執行数、執行額は、約45万件、約3,177億円となっている。^{*47}

3 支援制度の憲法上の問題点

（1）憲法29条3項に基づく損失補償の直接請求の可否

2020（令和2）年4月末、東京都練馬区のとんかつ屋で店主の男性（54歳）が全身やけどで亡くなった。東京オリンピックの聖火ランナーにも選ばれていたその男性は、コロナ禍の影響で、店が営業縮小に追い込ま

れ、先行きを悲観する言葉を周囲に漏らしていたという。この店だけではなく、多くの事業者が政府や自治体の「自粛」要請等により損失を受けているところ、自粛要請等がなされたことによる損失補償については十分な検討が必要と思われる。

憲法29条3項に基づく損失補償制度は、国家の適法な公権力の行使により、財産権が侵害され、「特別の犠牲」が生じた者に対して、公平の見地から全体の負担において損失を金銭で補填する制度であると解されている。そのため、損失補償が必要とされるのは、「特別の犠牲」を一部の国民に負わせる場合に限られると考えられており、関連する裁判例も同様の理解を示している。「特別の犠牲」といえるかどうかについては、判例・学説上、確固たる判断基準が定立されているわけではないが、①侵害行為の特殊性、②侵害行為の強度、③侵害行為の目的、等を総合的に判断して決めるという立場が有力である。

コロナ禍による「自粛」要請との関係で、この①～③を検討すると、まず、①については、美術・演劇・音楽等、文化芸術活動を行うアーティストや関係者ら、定食屋、居酒屋やバー、キャバレークラブやナイトクラブ、パチンコ屋等、特定のカテゴリーに属する者が特に重大な損失を被っており、社会全体が等しく損失を被っているわけではなく、侵害行為の特殊性があるともみることが可能ではなかろうか。

次に、②法24条9項による施設休業やイベント自粛要請、「不要不急」の外出自粛要請、これに続く、緊急事態宣言（同法32条）が出た後になされるより協力的な要請や施設の使用制限等の要請・指示、これらの公表（同法45条）は、営業停止処分の場合と殆ど同程度に、事業者の活動を事実上かなり強く制限する効果・結果をもたらすこともあり、侵害行為の強度は強いといえる場合がある。このたびのコロナ禍においては、感染拡大防止の対策として、「自粛要請」すなわち相手の任意の協力を求める行政指導や政府広報等のソフトな措置が主として用いられた。一見すると緩やかな措置のように見えるが、コロナ禍において長期間にわたりこの措置が続けられ、それにより他の業種等に比べると多額の損害・損失を被った事業者は少なくない。にもかかわらず、個々の措置、いわば個別の行政作用という「点」だけを見ると、強制力がなく人権・自由への規制態様が強くないことから、厳格な法的統制が

*45 東京都は、中小企業従業員向けの生活資金の制度融資を行っている（新型コロナウイルス感染症緊急対策融資、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>）。

*46 前掲厚生労働省「生活支援特設ホームページ 生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金」。

*47 前掲内閣官房「各省庁における支援事業の執行状況調査」。

かいくぐられるとともに、損失を補償する政府・自治体の法的責任も棚上げされ、恩恵的・裁量的な政治的政策的支援へのすり替えがなされたという面があるといえよう。一方で、緩やかな法的強制力の欠損を補うために、「強制しない統治者」の仮面をかぶった政府や自治体により、社会的な「同調圧力」が利用されてきたため、実質的にみると、相当程度強度の人権の制約がなされてきたとみる余地もあろう。「夜の街」の連呼という特定の職業・業種に関する政府や自治体による偏った情報の公表・広報により甚大な損失を被った業種もある。

最後に、③目的については、国民の生命、健康への危害を防止等の消極（警察）目的規制は、財産権に内在する制約として受忍すべきであるが、公益増進のための積極目的規制は、補償を要するというのが判例の傾向といえる。今回の自粛要請等を単に消極目的のものであると認定し（憲法25条2項参照）、憲法上の補償を不要とする立場もある。しかし、今回のコロナ禍に伴う権利制限の目的は、消極目的だけだろうか。既に中国でのコロナ感染拡大が大々的に報じられている時期に、安倍首相（当時）が「多くの中国の皆さまが訪日されることを楽しみにしています」などと1月下旬まで情報発信をし、十分な「水際対策」を犠牲にしてまで春節旅行を呼びかけ、さらに日本国内でウィルスが蔓延する中、五輪開催延期の決断が3月24日という遅い時期になったことは、「国民経済に及ぼす影響」を考慮するという目的（法1条）もあったからにほかならない。つまり、積極目的も併存する権利制限なのである。

以上より、「特別の犠牲」に当たる場合も否定できないと思われる。他にも、憲法29条3項の「公共のために用いる」の要件充足性等の論点があるが、この要件についても充たす余地はあろう。

このように、政策判断による助成金・協力金等（憲法上の損失補償ではないもの）の交付にとどまらず、憲法上の十分な損失補償が必要となる場合もありうる

と考えられることから、今後の法の改正に際しては、必要十分な損失補償の規定が設けられるべきである。

(2) 持続化給付金・家賃支援給付金の不給付要件と不合理な差別

上記2(1)ア(ア)①の持続化給付金と同②の家賃支援給付金は、行政契約としての贈与契約と考えられ、また、事業の継続を支援するというその目的に照らせば（持続化給付金規程2条、家賃支援給付金規程2条）、各給付金は、職業選択の自由にも深く関わるものである。このようなことから、法の下での平等（憲法14条1項）に反する契約条項を設けることは許されず、また、同項違反か否かは厳格に判断される必要があると考えられる。

にもかかわらず、政府は、風営法に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客受託営業を行う事業者については給付金を支給しない旨の契約条項（不給付要件）を設けた（持続化給付金規程8条、家賃支援給付金規程8条）が、それぞれの不給付要件につき、「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいのではないかなどと説明するにとどまり、具体的な根拠や理由を示さず、抽象的であいまいな答弁しかしていない（2020〔令和2〕年5月14日の参議院厚生労働委員会での中小企業庁事業環境部長の答弁（同日の参議院厚生労働委員会議事録）等）。

しかし、「社会通念」や「国民の理解が得られにくい」といった事由は、そもそも憲法上許容しうる合理的な理由となりえるものではない。これは、つまるところ、一定数の市民が誤解や偏見等に基づき社会的に「性風俗関連特殊営業」等の事業者を差別している事実や差別感情を、国の別異取り扱いの根拠とするという措置である。政府は、憲法14条1項により、差別を是正する義務こそあれ、社会の差別意識を根拠に差別することは許されない。これを許せば、社会の差別感情が助長され、再生産され、固定化しかねない。このような不合理な取り扱いは、是正されるべきである。

第4 感染者、医療従事者等の差別をめぐる憲法問題

1 感染者、医療従事者及びその家族らに対する差別問題

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者や医療従事者、それらの家族等に対する様々な偏見や差別という法的問題が生じている。例えば、感染者・医療関係者等に対するSNS上での誹謗中傷、感染者が確認された学校・施設等に対する非難、医療関係者等の子どもの通園・通学拒否、感染者の自宅への投石、県外ナンバー車・長距離運転業者の排斥、感染者のプライバシー侵害及びこれらを誘発する言動などである。

このことに関し、日弁連は「新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明」(2020〔令和2〕年7月29日付)を発出し、上記のような偏見差別は、基本的人権の尊重を基本原則とし、個人の尊厳、自由及び人格権(憲法13条)並びに法の下での平等(憲法14条)を保障する日本国憲法の下、感染者やその家族等の人格や尊厳を侵し、また、生活に重大な悪影響を与えるものであり、決して容認し得ないものであること、また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においても、ハンセン病患者等に対する偏見差別を教訓として今後に生かすことが必要であること(前文)、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようすること(4条)が定められていることが想起されるべきことにつき指摘している。

新型コロナウイルス感染症はハンセン病とは異なる

特徴を有するものではあり、上記のような偏見差別は多くが憲法学における私人間効力の問題として捉えられる問題ではある。しかし、現に多くの偏見差別が発生しているのであるから、政府及び地方自治体は、新型コロナウイルス感染症に関する十分な調査及び必要かつ正確な情報提供をするとともに、十分な説明責任を果たし、偏見差別・人権侵害防止のための広報、啓発、教育活動を積極的かつ継続的に講じるべきである。

2 マスク等の防具提供の不足

政府による新型コロナウイルス感染症の対策として、特に医療従事者に対するマスクなどの防具提供が不足していたことを指摘しておかなければならない。エッセンシャル・ワーカーである医療従事者への必要十分な措置をすることなく、いわゆるアベノマスク配布に係る政策も相まって医療現場等の疲弊を招いたことは、国家による市民の生命・健康の保護(憲法13条参照)という義務が十分に果たされてこなかったことを意味する。

医療従事者の保護する政策は患者の保護にも直結する。医療従事者や医療機関への必要十分な支援は、多くの市民の基本的人権行使の前提である生命や健康を保護することとなるのであるから、今後は、医療従事者等に対するより手厚い保護に係る政策が実施されるべきである。

第5 新型コロナウイルス禍の下での法律問題

1 危険負担や不可抗力条項

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言に伴う自粛要請の影響によって、例えばスポーツジムや学習塾の閉鎖、結婚式、旅行やホテル宿泊が中止になる事態が生じていたが、これらのサービスを利用するのは一般消費者であることから、消費者に不当な不利益が生じないように、日弁連の消費者問題対策委員会では、「新型コロナウイルス消費者問題Q&A」を公表し、以下の点を説明している。

- ・スポーツジムの閉鎖については、不可抗力による閉鎖として危険負担の問題となり、2020(令和2)年4月1

日の民法改正前に締結した契約では民法536条1項により会費支払義務が消滅するのに対し、同日以後に締結した契約では同項により消費者は履行を拒絶することができ、契約解除によって不当利得返還請求ができ、利用規約等に返金しない旨の条項があったとしても消費者契約法10条により当該条項は無効である。

- ・学習塾については、オンライン授業に切り替わっても対面授業と同程度の質が保たれている場合には債務の履行がなされているといえ、解約する場合には自己都合になるが、特定継続的役務提供として特定

商取引法により中途解約の賠償額には上限がある。

- ・旅行のキャンセルについては、飛行機の欠航、渡航先の入国制限の場合にはキャンセル料は発生しないが、それ以外の理由の場合はキャンセル料が発生するが、約款で定めたキャンセル料が高額な場合には消費者契約法9条1項により一部が無効となる場合がある。
- ・ホテルのキャンセル料について、原則として約款によるものの、緊急事態宣言下での自粛要請期間については帰責事由がないため、支払義務が免れる。

(2) 大学等の高等教育機関の多くでは、感染予防のために、オンライン授業による運用を実施する一方、構内への入場は禁止し、学校施設の利用ができなくなっている。

大学側に支払う学費には、授業料のほかに施設利用料、教育充実費、実験実習費等が含まれるところ、施設利用等の債務が履行されていない点は、大学側に帰責事由はないと考えられるものの、危険負担の観点(民法536条1項)に照らせば、施設利用料等の支払義務は否定され、学費においても相当額が減免されるべきである。

この点、日本私立大学協会は、2020(令和2)年5月1日「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う私立大学に対する支援要望」にて、学生納付金は、授業や施設設備の利用に対する対価を積み上げたものではなく、学位取得に必要な4年間の修業年限を念頭に置いて編成された、授業時間外学修を含む「教育課程」全体に対する経費であるとの見解を示している。

しかしながら、施設利用等ができない不利益を一方的に学生側に負担させることは損害の公平な負担の観点からも是認されるべきことではない。

また、学生側が大学側に学費の減免を求める具体的な行動をとることは現実的には困難であるため、大学側において自主的に学費減免の措置を講じることが望まれる。

2 賃料

(1) 新型コロナウイルス感染症や緊急事態宣言に伴う自粛要請によって、事業活動での収益減少や給与等の減少によって、賃貸物件の賃料を支払うことができない問題が多発している。

また、賃貸借契約においては通常は連帯保証人が必

要であるため、連帯保証人の未払賃料負担も大きな問題となっている。

そこで、日弁連は、2020(令和2)年5月1日に「緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する等の特別措置法の制定を求める緊急会長声明」を発出し、国に対し、緊急事態宣言の影響により賃料の支払が困難になった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納を理由とする賃貸借契約の解除を制限する内容を盛り込んだ特別措置法の制定を求めている。

5月7日にも「新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々を支援するため、住居確保給付金の支給要件緩和と積極的活用を求める会長声明」において、生活困窮者自立支援法6条に基づく住居確保給付金の要件緩和(離職に関する要件緩和、外国人やアルバイトも含める、収入基準や支給上限の拡大、職業訓練受講給付金との併給を認めるように)を求めている。

東弁の中小企業法律支援センターも「新型コロナウイルス対策に関するQ&A(不動産賃貸借関係)」を同センターのホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo/column/2020/06/06.html>)にて公表し、賃料の支払義務や賃料減額等に関する解説をしている。

(2) ところで、民法611条1項は、従来から、賃借物の一部滅失に限られず、より広く使用収益をすることができない場合一般に賃料の減額を認めるものと解されていたが、民法改正により同項は「賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合」として、賃借物の一部滅失以外の理由による賃料減額が可能であることを明確にしたうえで、使用収益できなくなった場合には当然に賃料が減額されることとなっている(筒井健夫・村松秀樹『一問一答民法(債権法)改正』[商事法務、2018年]322頁参照)。

しかしながら、滅失以外の理由による賃料減額に関する公表されている裁判例はなく、新型コロナウイルス感染症や緊急事態宣言に伴う自粛要請に従って、賃借物件を使用収益ができなくなったことが「その他の事由」に該当し、賃料減額が認められるか否かは、司法の判断が待たれる。

(3) 賃料支払に困難をきたす賃借人の救済の必要性は高く、国土交通省も2020(令和2)年3月31日付で飲

食店等の賃料支払の猶予などを検討するよう要請したが、他方で、賃料収入の減少によって多くの賃貸人も不利益を被っており、特に借入れをして不動産を所有し、賃貸している賃貸人にとっては、借入金の返済にも支障が生じるおそれもある。

賃料を減免した場合に、①税務上の損金として計上できる措置（国税庁FAQ（2020〔令和2〕年5月15日更新）5の問4）、②税・社会保険料の納付猶予、固定資産税・都市計画税の減免措置（国土交通省2020〔令和2〕年4月17日付事務連絡添付資料「不動産所有者等がテナントの賃料支払を減免・猶予した場合の支援策について」）はあるものの、賃料減額によって賃貸人が被る不利益の大きさに照らすと、十分な措置とはいえず、賃貸人にも多大な損害が発生している現実を踏まえた補償や制度の必要性は高いというべきである。

3 労務問題

新型コロナウイルス感染症や緊急事態宣言に伴う自粛要請によって、事業活動が大きく制限されたため、労務問題が発生しており、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者は、63,347名に達しており、雇用調整の可能性がある事業者数は102,876社に達している2020（令和2）年10月2日時点（厚生労働省）。

厚生労働省は、「新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）」を策定し、休業手当、労災補償、傷病手当金に関して解説するとともに、事業者向けにも「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を策定し、テレワーク・時差通勤、雇用調整助成金の特例、休業手当、変形労働時間制、安全衛生、労災補償、労働者派遣、整理解雇などについて解説している。

日弁連では、2020（令和2）年5月7日に「新型コロナウイルス感染症による緊急措置として、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる措置を講じるとともに、雇用調整助成金の迅速な支給拡大を求める会長声明」を发出し、11月22日に「全国一斉 解雇・失業・生活相談ホットライン（フリーダイヤル）」による法律相談を実施しているが、感染症による影響の長期化に伴って労務問題への対応が引き続き必要とされる。

東京においては、中小企業法律支援センターでは中

小企業・小規模事業者向けに「新型コロナウイルス感染症に伴う労働問題に関するQ&A」を同センターホームページ（http://cs-lawyer.tokyo/column/cate_labor.html）にて公表し、災害対策・東日本大震災等復興支援委員会では市民向けに「新型コロナウイルス生活問題Q&A」を東京ホームページ（https://www.toben.or.jp/news/pdf/COVID-19_troubleQA.pdf）にて公表している。

ところで、飲食店を運営する企業が、無借金であるものの、新型コロナウイルス感染症による影響から解散し、清算手続に入ったことで、労働組合が解雇無効を訴えている事件があるなど、今後も業績回復が必ずしも期待できない企業に関する労務問題が続くことが懸念される。

4 株主総会

毎年3月末日を事業年度終了日とする企業は、同日を定時株主総会の議決権行使及び剰余金配当の基準日としているため、6月末日までに株主総会を開催しているが（会社法124条）、2020（令和2）年においては、新型コロナウイルス感染症対策として、多数人が集合することを避けるために、6月末日までに株主総会を開催しないことも検討されていた。

金融庁、法務省及び経済産業省は、これまで継続会の実例が多くないことに鑑み、留意すべき事項を示し、企業等の関係者の円滑な実務の遂行に資することを目的とした「継続会（会社法317条）について」と題する指針を公表した。

会計監査に関して、リモート作業によって監査を実施せざるを得ないため、6月末日までに会計監査が終了しないおそれが懸念されていたが、実際には、3月末決算の企業の大多数は、6月末日までに株主総会を開催することができ、3月決算の上場企業2,278社のうち、延会又は6月以後に開催した上場企業は20社に限られていた（日本取引所グループ「2020年3月期決算会社の定時株主総会開催日集計結果（東証上場会社）」参照）。

この点、会社の決算・監査業務に遅延が生じることが懸念されていることを踏まえ、緊急的かつ時限的な措置として、従来、定時株主総会の招集の通知に際して書面により株主に提供することが求められていた貸借対照表や損益計算書などについても、一定の条件の

下、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象とする改正省令が2020（令和2）年5月15日に公布・施行されている。

ところで、新型コロナウイルスの感染が拡大する中において、より安全に企業が株主総会を開催するために、株主総会の運営上想定される事項についての考え方を「株主総会運営に係るQ&A」（経済産業省・法務省）に整理されており、株主総会を開催するリアルな「場所」を設けつつ、オンライン等での参加・出席を認める株主総会を実施することが現行法上可能であるとし、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（経済産業省）が策定されている。

有価証券報告書等の提出期限についても、金融庁は内閣府令を改正し、個別の申請を行わなくとも、一律に9月末まで延長された。

5 子との面会交流

新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の観点から、事前に取り決められていた条件での面会交流

を実施されない事例が多く報告されており、中には非監護親が東京に居住するというだけで面会交流が拒否された事例も報告されている。

このような状況を踏まえて、法務省では面会交流に関する情報発信をしており、面会交流の方法を変更する場合には父母間で話し合っ、通信機器等を利用した方法での交流やその期間を取り決めること、父母間での話し合いが困難な場合には弁護士への相談を推奨している。

もっとも、通信機器等を利用した面会交流では、親子間の触れ合いとしては必ずしも十分とはいえない。え、父母間での話し合いが困難なケースは相当数存在するため、子の健やかな成長にとっての面会交流の重要性に照らすと、面会交流の方法の変更を安易に提案することには慎重になるべきであり、むしろ、面会交流の場所に配慮し、検温、消毒、マスク着用などの感染予防措置を講じたうえで、実際の面談での面会交流をした事例を積み上げ、より良い運用を模索することが望ましい。

第6 弁護士会による事業活動への取組み

ここでは、弁護士会の事業を大きく、市民を対象とする事業（市民サービス事業）、会員を対象とする事業（会員サービス事業）、市民や会員を直接の対象としない事業（その他会務）に分類し、新型コロナ禍における主に東弁による事業活動への取組みを取り上げる。今後、新たな感染症の感染が流行した際に参考とし、よりよい事業活動が行われることを望む。

1 事業継続の方針について

(1) 大規模地震等によって被災した場合の東弁の方針は、「弁護士、職員、会館利用者らの安全・安心を第一とする。非常時においても、弁護士及び弁護士会が『基本的人権の擁護と社会正義の実現』という弁護士法1条が定める責務を果たせるよう業務体制を維持することとする。」としている（東弁災害対策マニュアル）。新型コロナ禍において、2020年度役員は、「会員や職員の感染を防止すると同時に会務の継続を図るための方策を講じること、緊急事態宣言の下で市民や事業者が生じた法的問題に対して、弁護士や弁護士会

が社会生活上の医師としての役割を果たすための態勢を整備すること」を基本方針とした（富田秀実会長）。

感染防止策は三密回避の徹底を図ることから、現在、「確実に存在している感染者から感染しない、感染者と接触したとしても、濃厚接触者の認定を受ける形で接触しない」という観点で対策を講じている。^{*48}

(2) 職員の勤務時間は2020（令和2）年3月3日から短縮を行い（9時45分～16時45分）、3～4割の出勤態勢とし在宅ワークの併用による交替勤務とした。^{*49}各所にアルコール消毒薬を設置して手指消毒に務め、マスクを着用して業務にあたった。緊急事態宣言における人の接触の8割減を目指すとの方針に対応して、1人あたり出勤を週2日にとどめるものとした。6月1日から在

*48 7月下旬に会長、副会長2名の計3名が濃厚接触者となる事態が発生した。自宅待機を余儀なくされたが、理事会はZoomによって行うことができた。

*49 人の接触リスクを減らすとの方針に対応して通勤時間帯の変更のための時短を行った。会館6階の事務局は平時には職員が密接して勤務していることから、三密回避のため交替勤務制の導入は必然であった。

宅勤務を終了し時短勤務を継続した。感染防止策（窓口へのアクリル板の設置）を講じて、同日から窓口業務を再開した。

(3) 5月1日に東弁は会員アンケートを実施し、その目的は会員に新型コロナ感染防止のための対策を求めるとともに、東弁に要望するものを把握するためであった。回答期限の5月11日までに1003名の会員から回答があった。回答に表された会員の声をひろい、事業への取り組みに活かした。

2 市民サービス事業への取り組み

(1) 市民の申出を受け付ける事業の継続

ア 電話受付 東弁の総合受付電話番号に市民からの問い合わせや申出が寄せられる。政府が不要不急の外出自粛を呼びかけがあり、東弁は交替勤務シフト及び時短勤務を実施し職員が総合受付電話への対応を継続した。緊急事態宣言の発令を受けて、日弁連、一弁、二弁は職員を在宅ワークにし最小人数の出勤シフトにすることで電話受付を休止したことから、日弁連、一弁、二弁への問い合わせが東弁に寄せられた。

イ 市民窓口 市民窓口は担当弁護士が電話対応するものであり、緊急事態宣言中は休止したものの、総合受付電話対応に会員への苦情申出は寄せられていた。

ウ 綱紀懲戒 弁護士法で定められた事業であり、東弁のBCPにおいてどのような災害のもとでも維持する方針がとられている。懲戒申出は平時において市民が窓口を持参することもある。しかし、緊急事態宣言のもとで職員の勤務シフトの変更と市民は外出を自粛せざるを得ないことを考慮し、郵送による申出のみを受け付けることにした。^{*50} 窓口持参ならば除斥期間内申出が可能であるのに郵送申出のみとすることで除斥期間徒過となることを避けるため、消印が除斥期間内であれば期間内申出とする扱いにした。

(2) 相談事業

ア コロナ禍の市民や中小事業者からの相談対応

新型コロナ感染予防と感染拡大防止のために、学校が2020（令和2）年3月2日から休校し、市民は外出自粛が求められ、事業者は生活に欠かせないものを除いて事業の自粛が求められた。そのため市民は巣ごもり

状態となり、経済活動は大きく後退した。社会情勢として、家庭内でのDV、虐待の増加が懸念され、実際に増加した。また、給与の減額や失業者が増加し生活困窮者が増加することが予想され、実際に増加した。事業者は個人も会社も事業が大幅に縮小する事態となった。

自粛要請に対して国民の補償を求める声の高まりに国や自治体は各種の支援手当（持続化給付金、一律手当、家賃補助など）を創設して、十分とは到底いえるものではないが、国民生活や事業活動の維持を図ることとなった。

こうした社会情勢のもとで、弁護士会には市民や事業者の相談需要に応えることが期待され、かつ、支援情報の提供が期待される。

東弁の相談事業は後記のとおり3月2日から面談相談を休止し、電話相談に切り替えて対応した。弁護士紹介センターでは初回及び継続相談での電話及びWebの活用を認め、相談需要（消費者相談、生活保護相談等）に対応した。中小企業法律支援センターはコンシユルジュを増員して電話相談を維持し、かつ、特例ウェブサイトによって支援情報の提供を行った。災害対策委員会は3月6日から東弁ウェブサイト「新型コロナによる生活問題Q&A」を掲載した。

日弁連が新型コロナ統一電話相談を開始することに対応して、市民の相談者については弁護士紹介センターを介して電話相談を実施、事業者については中小企業法律支援センターを介して電話相談を実施した。

代替相談と位置づけた電話相談の活用は市民サービスの維持に適うものであるが会への相談料収入は減少した。

イ 法律相談センター運営委員会による相談事業の変遷

霞ヶ関の会館内法律相談センター及び外部法律相談センターは新型コロナ感染防止が不十分であった。従来、相談室内で相談を行うことを前提としているため、近接な距離で30分近く会話をしなければならず、密室で換気ができていない状態である。消毒薬、飛沫感染防止シート、非接触型体温計の調達も困難な状態にあった。東京三会が運営している新宿・霞ヶ関・蒲田の法律相談センターでは3月2日から面談相談を休止した。非接触型相談として電話相談への切り替えが行われた。東弁法律センターは市民の相談需要に応えるべく、独

*50 4月から懲戒申立に本人確認書類の提出を求めることとなっていたため、出勤した担当職員の負担が増大し、職員の応援態勢が採られた。

自に運営している錦糸町・池袋・北千住の法律センターでは事務所待機型面談相談（相談担当弁護士の事務所での面談相談に相談者を誘導するもの）を実施した。4月7日に緊急事態宣言が発出され不要不急の外出の自粛が要請されたことと、当時、電車出勤は感染リスクにさらされると考えられたことに加え、一弁は職員を大幅に在宅勤務に、二弁は職員を在宅勤務にしたことから、法律相談センターでの電話相談も休止した。これによって東京の弁護士会による法律相談センターにおける法律相談は全面的に中止され市民からのアクセスは遮断された。^{*51}しかし、市民の相談に応じなければならない使命感から、東弁では弁護士紹介センターによる弁護士紹介を維持した。また、再開への模索を続け、5月7日から会館地下1階で行っている無料電話相談（相談時間は15分程度を予定）を再開した。会館3階と蒲田の三会相談センターでは5月13日から、新宿の三会相談センターでは5月28日から電話相談を再開した。東弁センター（錦糸町・池袋・北千住）では感染防止策を整え5月13日から相談を再開している。三会センターの新宿では7月1日から面談相談を再開した。霞ヶ関では相談室が狭く換気がよくないことから面談相談再開に至っていない。

東弁は非接触型相談を採って相談需要に応えるために、5月7日から当面の間、継続相談について相談者の希望がある場合には電話又はWeb相談を可とした。

法律相談センターでは非接触型相談を模索するなど市民のアクセス堅持に取り組み続けようとしている。

ウ 人権相談事業の変遷

各種人権委員会が運営している相談制度は3月上旬から中止した。会館7階の電話相談室は感染防止策をとることに限界があったことを一因である。職員の交替勤務シフトや出勤時間の短縮の下でも実行可能な業務量を考え、非接触型の電話・Webによる相談の可能性を検討した。電話業者の事業自粛の影響で電話の移設工事ができず電話相談の維持が困難であった。携帯電話の持ち回りという方策も検討された。様々な検討を経て電話相談室について三密回避策をとり、4月13日から子どもの人権110番を再開した。外出自粛や休校によって巣ごもりをせざるを得ない子どもたちの

ための電話相談を止めるわけにはいかないという委員会の意思が早期再開を実現させた。

犯罪被害者支援センターのサポート相談、高齢者・障害者に関する相談（オアシス）、公害・環境110番は東京三会共催で運営しているため、再開には一弁・二弁との調整が必要であった。サポート相談は東弁が先行して再開した。

ほほえみホットライン、公益通報相談窓口を順次再開し、7月中旬に全ての電話相談窓口が再開した。

3 刑事弁護

(1) 刑事弁護センター

新型コロナウイルスのような事態を想定した東京三会の刑事弁護活動に関する取り決めは存在しなかったが、最大震度5以上の地震を念頭に置いた「東京三弁護士会刑事弁護センターの危機対応についての申し合わせ」に準じて、当番弁護の配点を行うことにした。

本年度担当会の東弁が第一順位の危機管理者であった。万一、会館3階の刑事弁護センターが閉鎖され、6階の東弁フロアも利用できない場合には、担当副会長の事務所で業務をすることが想定された。

多摩支部会館も閉鎖されたので、多摩支部の刑事弁護担当職員は、霞ヶ関の会館6階人権課に出勤して執務をした。

会館1階の法律援助事務センターにおいては、通訳人の報酬支払を優先して処理することにした。

(2) 法テラス

法テラスによる被告人国選の配点業務は、三密を避けるために閲覧場所を会館301会議室に移して続けた。また、会館3階の法テラス霞ヶ関分室が閉鎖された場合、さらに新宿にある法テラス東京で業務ができなくなった場合などの業務継続について検討を行い、空白期間を作らないようにするために、暫定的に東京三会で対応する方針を確認した。

なお、職員の終業時間が通常より早まったことに伴い、裁判員名簿等についての法テラスからの連絡については東弁の刑事弁護嘱託弁護士が対応した。

(3) 拘置所における一般面会制限

新型コロナ感染予防と感染拡大防止のための緊急事態宣言中には、東京拘置所及び立川拘置所において、一般面会が原則として禁止される措置が採られた。しかしながら、刑事訴訟法上は逃亡し又は罪証隠滅と疑

^{*51} 4月10日に東京新聞記事は「困窮する人々が増えている今こそ、出番ではないのか」と大きく取り上げた。

うに足りる相当な理由の有無を考慮し、裁判所によって接見禁止決定が付されることが規定されており、刑事施設において一般面会の一律禁止をすることができる明示的な根拠はないと言わざるを得ず、過剰な制約であったと考えられる。弁護士会としては、4月27日付で「東京拘置所及び立川拘置所における一般面会の禁止についての会長声明」を发出し、全面禁止以外の代替手段を考慮することなく、一律に一般面会の機会を奪うような制限を科すことは重大な人権侵害のおそれがあると抗議した。

4 会員サービス事業

(1) 感染防止のため、4月7日から各種届出・証明書について郵送での手続が可能なものについては会員に郵送申請をお願いした。5月上旬には、戸籍謄本等請求用紙につき新たに郵送販売を開始し、また停止していた証明書自動発行機の稼働を再開した。6月1日からは窓口での業務を再開した。

弁護士法22条の2照会の業務は、少ない人員で案件処理をする工夫をし、郵送受付を継続しつつ、6月1日からは6階ボックス受付も開始し、6月15日から窓口受付を再開した（4月は1,546件、5月は1,464件、6月は2,225件を処理した）。テレワーク中の会員からの要望に答え、新たに回答書を登録上の自宅に郵送可能にした。

また、従前、経理課の窓口で現金持参払いを受け付けていたが、全て振込による支払をお願いした。

(2) 会員への情報提供

会員への情報提供のためにWebサイトを活用することとし、会員専用ページの更新・情報掲載を行った。東弁がメールアドレスを把握している全会員に宛てたメルマガ臨時号で情報を発信した。

(3) 研修

緊急事態宣言下で弁護士会館への立ち入りが制限されていたため、今年度前半は研修を実施できない状況が続いていたが、弁護士研修センター運営委員会の尽力により、6月11日、緊急企画としてYouTubeでのライブ配信研修会「新型コロナと労働問題～労使それぞれの立場から」を開催し、東弁として新しい研修実施形態に先鞭をつけることができた。当企画はライブ配信で常時200名が接続参加しており、その後東弁ネット研修で約1か月間公開した。

倫理研修は集会型ではできないと判断し、日弁連のe-ラーニングを利用して行った。対象会員数は2200名であり、受講の徹底を図るために会員への連絡で職員の負担が増大した。

(4) 合同図書館の閉館

緊急事態宣言发出された4月7日に閉館された。図書館は東弁と二弁の合同運営であり、図書館委員会が担当委員会である。感染防止と二弁が全職員を在宅勤務に切り替えることもあって閉館となった。弁護士は法律知識をもって紛争解決にあたり、助言を行う専門職であるから、法律情報の宝庫である図書館の閉館は弁護士から情報過疎に陥らせるものであった。平時には東弁、二弁の多くの会員が図書館を利用していたことは業務にとって必要性・重要性を表しているものであった。5月1日の東弁アンケートによって図書館の開館を望む声が多いことが明らかとなり、東弁理事者は二弁及び図書館委員会委員長と協議し、開館時間を短縮し緩やかな人数制限を行うとの申し合わせのもと6月1日から開館が実現した。その際に前記会員アンケート回答において図書館の再開を望む回答数の多かったことが後押しとなった。

5 その他会務

(1) 委員会活動

3月17日にWeb会議システムの試験的導入について提案がなされた。4月初めに担当副会長及び委員長（予定者）に対し、会館内での開催を慎重に検討するように求め、委員会MLの利用を推奨した。5月に入り、多くの委員会でZoomを利用した会議が行われるようになった。6月8日開催の常議員会において委員会議事規則を改正して情報通信技術を利用したの委員会開催を規則上も可能とした。ただし、プライバシー保護・個人情報後を図る必要のある事項を審議する際には情報通信技術を利用した方式の採用を制限し、資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会は情報通信技術を利用した会議の対象外としている。常議員会は緊急事態宣言下でもソーシャルディスタンスを確保してクレオで開催した（審議事項を絞り審議時間の短縮に務めた）。5月26日に予定していた定期総会は延期し、緊急事態宣言明けの6月30日に感染予防策を講じたクレオで開催した（196名の本人出席）。7月30日に予定した臨時総会は延期して9月24日に実施した。

(2) 司法修習

司法研修所からの弁護士会に対する事務連絡が度々であった。例年の司法修習行事は次々と中止・縮小・延期・Web開催への変更がなされ、73期司法修習生の修習現場は混乱した。3月から6月にかけての分野別修習（実務修習）は自宅修習の場面が多くなり修習生にとってはつらい修習期間となった。

(3) 国際会議

東弁は、世界6か国（7会）の弁護士会と友好協定を締結しており、またいくつかの国際法曹団体にも加盟しているところ、本年4月以降、以下の「弁護士会会長会議（Bar Leaders Roundtable）」に出席している。課題への国際協力など継続的な取り組みの実現等には至っていないが、パンデミック下における各国の法制度運用状況や弁護士会の取り組みが情報共有された。

すべてオンライン開催であったが、これまで東弁国際委員会が間断なく維持してきた良好な関係性のもと、今年度出席した国際委員会担当副会長もスムーズに意見交換を行うことができた。

①4月27日の香港律師会（The Law Society of Hong Kong）主催“Resilience through COVID19”

世界各国の57の弁護士会が参加。会議中に「弁護士会として最も必要な会員への支援は何か」についてオンラインアンケートが実施されるなどした。

②5月18日のUIA（Union Internationale de Avocats；国際弁護士連盟）主催会議

4月に発出した新型コロナ対応に関する会長声明の英語訳文を提出した。

③5月28日のWCBL（Conference of World City Bar Leaders；世界大都市弁護士会会議）主催会議

東弁がニューヨーク・ロンドン・パリの各弁護士会と共に発起人として発足された会である。緊急事態宣言下での東弁の取り組みをまとめた説明文を提出した。

④9月10日のローエイシア（LAWASIA）の弁護士会会長会議

日本からは日弁連と東弁がプレゼンテーションを行なった。緊急事態宣言下において、東京三会は東京都との連携を模索する中で東京都感染拡大防止協力金に関する法律相談業務を受託しており、プレゼンテーションでは、自治体の連携例としてかかる取り組みについても言及した。

第7 法律事務所における感染予防・対策

1 法律事務所における感染予防・対策の必要性

新型コロナウイルス感染症が拡大し、2020（令和2）年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が発令された。かかる事態は、不要不急の外出を控えることなどが求められ、国民生活、社会全体に大きな影響を与えた。その後、同年5月25日に同宣言は全面解除となったが、同年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下、「専門家会議提言」という。）において示されたように、「再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある」、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検

討し、実践することが必要となる」。

法律事務所では、所属弁護士・事務職員ともに、紛争当事者や裁判所職員等の不特定多数の人と接触する機会があり、また、事務所にも多数の者（相談者、依頼者、相手方等）が来訪することが想定される。特に、弁護士が新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者となった場合には、担当事件の処理遅延が生じかねず、依頼者に多大な不利益を及ぼしかねない。こうしたことから、法律事務所における感染予防・対策を講じる必要がある。

2 日弁連によるガイドラインの策定

専門家会議提言は、「社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を

予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」としており、各種業界団体において、感染拡大防止ガイドラインが策定されているところである。かかる要請は、弁護士業界においても当然妥当するものであり、法律事務所の運営が経営者弁護士に任されていることに加え、事務所の規模・取扱業務・顧客層等が区々であることからしても、感染予防対策について一定の指針を示すことは有意義である。

日弁連においても、2020（令和2）年8月27日、会員向け手引として、「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。）を策定した。同ガイドラインは、「安全を確保した上で可能な限り業務を継続することこそが、人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の社会への貢献である。」との基本的な考え方にに基づき、感染予防対策の具体的措置について、「人的対応」「業務面での対応」「設備面での対応」における指針を示し、さらに、「感染判明時の対応」に関する指針を示している。

会員は、同ガイドラインを参考にして、新型コロナウイルスの感染予防対策に努めながら弁護士業務を継続することが求められよう。

3 各法律事務所における感染予防・対策の状況（アンケートを基に）

東弁東日本大震災等復興支援特別委員会では、2020（令和2）年9月下旬から10月上旬にかけて、新型コロナウイルス感染症対策に関するアンケートを会員に向けて実施した。回答数は71件と少数ではあるが、各法律事務所における感染予防・対策の実施状況に関する傾向を示すものとして、以下、紹介する。なお、アンケートは東弁会員向けのものであるため、事務職員に関する回答は、会員弁護士が把握できる限りのものである。

（1）人的対応（健康管理）

日常生活における外出時、特に通勤時には、マスクを着用している場合がほとんどと思われるが、これに加えて、手洗い及び手指消毒が高い確率で行われている（弁護士57件/80.3%、事務職員51件/77.3%）ほか、事務所内においてもマスク・フェイスシールドを着用

している人が過半数を占めており（弁護士36件/50.7%、事務職員38件/57.6%）、感染予防の基本的な対策が実践されていることが示されている。

また、会食への参加を自粛する傾向もみられ（弁護士41件/57.7%、事務職員21件/31.8%）、感染のリスクを回避しようという意識が窺える。

他方、自身で検温を行っている人はそれほど多くない（弁護士10件/14.1%、事務職員8件/12.1%）が、これは、体調不良という自覚症状がなければ検温まではしないという人が多いのではなかろうか。事務所として所属弁護士・事務職員の風邪症状を把握する方法も、自己申告に任せている事務所が多く（49件/71%）、体調が思わしくないかどうかの判断は各人の自覚症状に委ねられている傾向がある。

所属弁護士・事務職員に風邪症状が出た場合の対応については、「出勤させないようにしている」という回答が40件/58.8%と多く、事務所として、所属する者に無理をさせたり、それにより感染が拡大したりすることのないように配慮する傾向が窺える。他方で、「それぞれの自主的な判断に任せている」という回答が25件/36.8%と、3分の1を上回っている。

（2）人的対応（勤務体制）

緊急事態宣言下においては、営業日数・営業時間の一方又は双方を短縮したという回答が47件/66.2%と、約3分の2に上った。通勤時の混雑を避け、感染のリスクを低下させようという意識が強く働いたものと推察される。営業日数・営業時間のいずれも短縮しなかったと回答した人が約3分の1（24件/33.8%）いるが、このうち、在宅勤務、時差通勤又は通勤手段の変更のうち一つ以上を採り入れた人は13件と過半数を占めていることから、少なくとも80%以上の弁護士が、何らかの方法により勤務体制を変えることによって、感染のリスクを回避しつつ業務継続を図ろうとしていたことが窺える。

なお、営業日数を短縮したと回答した人（18件/25.3%）の中で、緊急事態宣言が解除された後は短縮を取りやめた人が80%近く（14件）を占め、現在はほとんどの事務所で営業日数を緊急事態宣言前に戻していることが分かる。他方、営業時間の短縮を行っていた人（40件/56.3%）については、緊急事態宣言解除後は短縮を取りやめた人も少なくないが、依然としてその過半数（22件）が短縮営業を継続している。

在宅勤務（テレワーク）及び時差通勤も比較的広く取り入れられていることが分かる（在宅勤務：弁護士23件/32.4%、事務職員14件/21.2%、時差通勤：弁護士22件/31%、事務職員34件/51.5%）。特に事務職員の時差通勤は34件/51.5%と過半数に上回る結果となった。また、在宅勤務や時差通勤の実施については、所属弁護士・事務職員からの要望も多い（在宅勤務19件/27.9%、時差通勤27件/39.7%）。

(3) 業務面・設備面

オンライン会議の活用は全体の80%以上（59件/83.1%）に上り、対面での会議を避ける動きは顕著である。人との接触の機会を減らすことがいわゆる三密回避につながるということが意識されているといえる。

その一方で、緊急事態宣言下と解除後とで最も変化があったのは「依頼者との面談方法」である（42件/64.6%）。解除後は、約80%（57件）の人がオンライン会議と対面会議とを併用しており、オンライン会議のみで対応している人は3%弱（2件）にとどまることから、オンライン会議に完全移行することは難しいが、対面による機会をなるべく減らすことにより、感染のリスクを抑えながら業務を継続しようとしているものと推察される。

対面（来所）による相談を受ける際には、弁護士がマスクを着用する（68件/97.1%）のはもちろんのこと、換気を行い（57件/81.4%）、アクリル板・ビニールカーテンを設置する（38件/54.3%）などの感染予防策が講じられている。相談者には、入所時に手洗い又はアルコール消毒を行ってもらい（42件/60%）、マスクを着用していない場合には事務所に常備したマスクを提供するという事務所も3分の1ほどある（23件/32.9%）。可能な限り対面に座らないようにするといった工夫もなされている（31件/44.3%）。それぞれの事務所において、これら複数の対策を組み合わせることで感染予防対策を講じていることが窺える。

他方、相談者の検温をしているという回答は1件もなかった。特段、体調不良であるとは見受けられない相談者に対してまで一律に検温を求めることは相談者（特に依頼者）との関係で難しいということではなかろうか。しかし、客観的に体調不良と見受けられる相談者に対しては、検温までは求めないが弁護士の判断で相談を中止するという回答が60%以上（44件/62.9%）を占めた。検温の上、事務所で定めた基準を上回

れば相談を中止するという回答（5件/7.1%）とあわせると、弁護士又は事務所の判断で相談を中止するという回答が約70%となる。その一方で、相談者の意思決定に委ねるという回答も14件/20%であるので、アクリル板等の設置、マスクの着用や手指消毒の実施などの感染予防対策は必須である。

(4) 感染判明時の対応

所属弁護士・事務職員に陽性者又は濃厚接触者が発生した場合について、既に事務所内での報告をルール化している事務所は15件/21.1%にとどまる。本人の申告に任せているとの回答が34件/47.9%、検討中との回答が20件/28.2%であり、約4分の3は、事務所としての対応が決まっていないうといつてよいものと思われる。対外的な対応としても、保健所への連絡をするとの回答が最も多いが（37件/52.1%）、検討中との回答も24件/33.8%であった。

また、陽性者又は濃厚接触者が出たことをどの範囲まで周知させるかについても、検討中との回答が最多（33件/46.5%）である。陽性者又は濃厚接触者が出た場合の対応は、多くの事務所で、検討が進んでいない傾向が窺える。

周知先については、テナントビルやマンションの管理会社が32件/45.1%と多く、日弁連ガイドラインにより報告が求められている「所属弁護士会」は20件/28.2%である。

4 感染予防・対策の今後の課題

(1) 感染予防対策として、自身の健康管理をすることは何よりも重要であり、アンケート結果から、マスク等の着用や混雑した場所を避けようとする行動が見られることから、多くの人が感染予防対策を意識していることが窺える。

しかし、対策を講じたとしても体調を崩すことは誰にでもあり得、そうした場合でも、自身の体調悪化を防ぐとともに周囲の人への感染防止を徹底する必要がある。上記のとおり、アンケートでは、所属弁護士・事務職員に風邪症状が出た場合の対応について、「それぞれの自主的な判断に任せている」という回答が3分の1以上に及んでいるところ、風邪症状があり出勤を控えたいと思うのに休めない（経営者弁護士に対して言いづらい）場合や、逆に、症状からすれば出勤を控えるべきであるのに業務の都合（期日当日の体調不良、書面の提出期限が切迫）により出勤をするといっ

た事態がなるべく生じないよう、「出勤しない」という判断が適切にできる環境を整えることが重要であろう。また、自宅待機になった場合には必要な記録を自宅に送付したり、これに備えて通信環境の整備にも配慮したりするといったことが必要となるのではなかろうか。

(2) 3(4)で指摘したとおり、所属弁護士・事務職員に陽性者又は濃厚接触者が出た場合の対応について、多くの事務所で検討が進んでいない傾向が窺えることから、陽性者又は濃厚接触者が出た場合に無用な混乱を避け、事件処理遅滞を防止するために、その対応をルール化しておく必要があるだろう。

また、弁護士が陽性者又は濃厚接触者となった場合、一定期間、入院や自宅待機することになり、業務遂行に支障が生じるおそれがあることから、そのような事態が生じないように依頼者への対応、裁判所への対応等についてもルール化しておき、業務継続計画を作っておく必要があるだろう。

(3) 所属弁護士・事務職員に陽性者又は濃厚接触者が出た場合、さらなる感染拡大を防止するため、事務所内、対外的な周知が必要となるが、該当者のプライバシーを配慮しつつ、どのような情報をどこに周知するのかについてルール化しておく必要があるだろう。

この点、周知先に関して、日弁連ガイドラインでは、所属弁護士会に報告することとされており、その理由として、会館への立ち寄りの有無、立ち寄っていた場合の立ち寄り場所の消毒、濃厚接触者とされる可能性のある者の有無の調査・連絡等を行う必要があることが挙げられている。しかし、例えば、委員会活動や嘱託弁護士としての執務により長時間滞在する者もいれば、書類の提出のために短時間立ち寄っただけの者や全く利用しない者もあり、弁護士会館を利用する頻度や目的は人によって区々である。一律に所属弁護士会への報告を求める必要があるのかどうかは、なお議論の余地があるのではなかろうか。

(4) さらに、今般、緊急事態宣言下において業務を継続するために、初めてオンラインによる会議を実施したり、在宅勤務を採り入れたりした法律事務所も少な

くないと思われる。そして、業務のオンライン化は、その利便性から、今後ますます拡大していくことが容易に想定できる。したがって、オンラインシステムに関する知見を養うとともに、情報端末や通信環境を整備拡充することは必須のものと言っても過言ではないであろう。

他方で、業務のオンライン化や事務所外での執務により、情報が流出するリスクが高まることが懸念される。法律事務所においては、依頼者その他紛争関係者の個人情報を含む機密性の高い情報を取り扱っており、一度流出した情報の回収が極めて困難であることから、セキュリティ対策の強化もあわせて進めることが必要である。なお、オンラインになじまない業務や、対面による方が望ましい場面も当然あるため、オンライン化を推進する業務とそうでない業務との棲み分けにつき、事務所内で認識を共有しておくことも重要と考えられる。

5 アフターコロナの法律事務所の運営や業務体制

アフターコロナとは、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した後の社会のあり方を問う文脈で用いられる表現である。コロナ禍は社会に不可逆的な変化をもたらした（完全に「コロナ以前」の状態へ戻ることはもはや不可能）という見解を前提した上で「今後あるべき社会」を模索・提言するような文脈で用いられる（weblio辞書）。

アフターコロナの世界は、特効薬やワクチンの開発により新型コロナウイルス感染症をある程度コントロールできるようになっているとはいえ、新型コロナウイルスが絶滅しない限り、ウイルスが存在することを前提に生活をしていかなければならない。そのため、アフターコロナの世界に即した生活様式が提言されるものと思われ、各法律事務所は、かかる生活様式を踏まえ、それまでの感染予防対策を臨機応変に修正しつつ、法律事務所の運営や業務体制の構築を図る必要があるだろう。

第8 感染症対策の今後の課題・弁護士に課せられた使命

感染症は、当然ながら新型コロナウイルス感染症に留まるものではなく、今後も未曾有の感染症が発生する可能性は高い。そのような中で、今般の新型コロナウイルス感染症によって生じた課題をいかにして整理し、解決に結びつけていくか、また、一旦解決したと思われる課題についても、不断に見直しを行い、感染症に関する新たな知見に基づいた課題の検討を継続的に行うことが重要である。

当会の東日本大震災等復興支援特別委員会においては、新型コロナウイルスによって生じた課題の解決に向けて、企業における側面からの検討、法律事務所における側面からの検討を行ってきたほか、その他の課題についても、同委員会の委員及び担当執行部から、それぞれが課題と感ずる事項について幅広く挙げる活動を行った。

その結果、各弁護士からの多角的な視点による課題提起がなされただけでなく、解決案の提案もなされた。下記はそれらの課題部分の抜粋である（他の章で記載された課題と重複する部分があるかもしれないがご容赦頂きたい）。

企業関係

①社内に新型コロナウイルス感染者が発生した場合に他の従業員や取引先等に開示すべきか。

②企業において、感染者に関する情報を、誰に対してどこまで提供する義務があるか。また、提供した場合に法的責任を問われることがないか。

③企業の従業員がウイルス感染者との濃厚接触をしていたことが判明した場合、あるいは従業員と同居する家族等が陽性者や濃厚接触者であることが判明した場合、企業はどのような対応をとるべきか。

④いわゆる接触確認アプリを従業員や学生など団体帰属メンバー全員のスマートフォンにインストールしてもらい、陽性者との接触通知が出た場合は、検査の上、2週間出勤通学等を禁止することの有効性。

生活、取引関係

⑤不動産売却にあたっての開示義務、心理的瑕疵について。

⑥新型コロナ感染防止対策のため、公共交通機関がマスク非着用の乗客の乗車・搭乗を拒否したり、乗車・搭乗中に発見した場合に下車・降機させることができるか。

人権関係・その他

⑦新型コロナウイルス感染者に対する差別の抑止について。

⑧他者に対する想像力を働かせることを常に忘れず、考え方や生活及び行動の多様性を許容すべし。

⑨陰性証明を求める根拠や強制の可否、許容される場合の考え方について

⑩性的マイノリティの不都合の解消について。

⑪司法試験・司法試験予備試験会場における新型コロナウイルス感染防止対策について。

これらを踏まえ、「感染症対策の今後の課題・弁護士に課せられた使命」として、重要なポイントは3点あると考える。

1点目は、感染症が広がるいわゆる「異常事態」下においては権利が制約されやすく、かつ、権利の制約が過度に継続する可能性があるということである。

どのような権利がいかなる形で制約されやすいかという点については、具体的には他の章に譲るが、一般的に、権利の制約が合理的に説明されやすい状況下にある中で、弁護士は、「本当に制約されてもやむを得ない権利なのか、そうでないのか」を、日々の業務で培われたバランス感覚をもって見極めながら判断しながら課題を見付けるとともに、過度な権利制約について継続的に監視する観点も持ちつつ、必要に応じて立法化等の提言を行うなど解決策を導き出していくこと、さらには、感染拡大防止のために国が収集取得した個人情報が必要なくなった後に速やか且つ適切に廃棄されるか等、拡大局面だけでなく、収束後の局面における

法的課題にも関心を持ち続けることが「使命」として求められているものと思われる。

2点目は、過去にも他の感染症が存在しており、法的な課題及びその課題の解決策の検討も、過去の他の感染症における議論を生かすことが可能であるということである。

ややもすれば、新型コロナウイルス感染症によって生じた論点全てが、真新しい論点であると考えがちであるが、日々の業務によって過去の裁判例や理論を検討することに長けている法律家にとって、過去の感染症に係る事例における課題及び解決策をリサーチすること、そして、今般の新型コロナウイルス感染症にその結果を生かすことは十分に可能であり、「感染症対策の今後の課題」を解決する際に、合理的な結果を導くことにつながるものと思われる。

3点目は、「感染症対策の今後の課題の解決」及び「弁護士に課せられた使命」を実現するためには、様々な観点に基づく複数の弁護士による意見・認識共有が欠かせないということである。

各弁護士は様々なクライアント・様々な業務領域において活躍しており、必ずしも感染症による影響に直面するような業務ばかりを行っているとは限らないが、冒頭に記載したとおり、当会の東日本大震災等復興支

援特別委員会において、各委員や担当執行部から、様々な角度から課題の提出がなされ、それらを委員会内で共有することで新たな発見や視点を持つことができたことからしても、薄く、広くでも良いので、多くの弁護士が少しずつ感染症対策による課題を共有することが、感染症対策の今後の課題の解決及び弁護士の使命の実現につながるものと思われる。かかる意味において、当会においても、できるだけ多くの会員による問題意識共有の場を継続的に持ち続けることが重要である。

感染症は、弁護士自らまたは近親者が罹患する可能性もあり、その意味で、漠然とした不安を一般市民と共有することは比較的容易である。

しかし、その「漠然とした不安」を法的課題として明らかにし、議論したうえで、一般市民に対して解決策を導くという工程は、弁護士であるからこそ可能な作業であり、弁護士が関与する意義がある。

想像したくないが、将来、新型コロナウイルス感染症以外の感染症が広がる可能性もあることからすれば、今、多くの弁護士が、感染症にまつわる課題を大小問わずに幅広い視点で共有し、解決策の議論をし、必要に応じて立法化等の提言を進め、将来に備え続けることが重要であり、弁護士としての使命である。